



東通村総合環境プラン

青森県 東通村

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	
1. 総合環境プランの目的	1
2. 総合環境プランの策定の背景	1
3. 総合環境プランの考え方	3
4. 総合環境プランの位置づけ	5
第2章 環境の現況	
1. 東通村の概況	6
2. 自然環境の現況	15
3. 生活環境の現況	23
4. 地球環境の現況	31
第3章 環境保全対策の現況	
1. 自然環境の保全	33
2. 生活環境の保全	37
3. 地球環境の保全	43
4. 啓発及び表彰等	45
第4章 住民意識調査	
1. アンケート調査	46
2. ワークショップ	50
第5章 プランの目標	
1. プランの目標	54
2. プランの手法	54
第6章 目標実現に向けて	
目標実現に向けて	55
1. 持続可能な生態系と自然環境の保全	56
2. 潤いのある良好な生活環境の保全	63
3. 感性を揺り動かす美しい景観の形成	68
4. 環境立村「東通イニシアティヴ」の推進	71
第7章 環境デザインの実施とその進行管理	
1. プランの期間	76
2. プランの推進	76
3. プランの管理	76
21世紀東通村環境デザイン検討委員会 委員名簿・会議実績	77

第1章 プランの基本的な考え方

1. 総合環境プランの目的

村民の感性を満たし、心を豊かにする自然環境と景観及び潤いのある良好な生活環境を築くため、村民・企業・行政が共に行動し、自然環境の保全、保護並びに利活用に配慮した新たな独自の村づくりを進め、次世代に適切に引き継ぐことを目的として東通村総合環境プランを策定します。

2. 総合環境プラン策定の背景

東通村は、“飛躍する未来を拓くむらづくり”のために平成7年「東通村新総合開発振興計画」を策定。自然・景観と調和し、尚且つ東通原子力発電所並びに風力発電との共生を図りながら『いつまでも住んでいたい、住んでみたくなる村づくり』を目指し、教育、福祉、生活環境の整備の充実を図っていくこととしています。

この教育・福祉・環境を整えることが次世代のために行う3つの柱と考えています。

①教育

総合教育プラン「教育環境デザインひがしどおり21」（平成17年3月）に基づく幼小中一貫教育を柱とした学力向上等施策を展開。さらには17校あった小、中学校を小学校1校、中学校1校に統合し全国的にも先進的な取り組みとして注目され、見学者が絶えません。

②福祉

「保健・医療・福祉」の連携のため、保健福祉センター、診療所、介護老人保健施設を開設（平成11年～17年）し、県内では包括ケアの先進地として知られています。

③環境

ゴミ処理、下水道は実施中であるものの、東通村の豊かな自然の保護と環境を保全するため、平成16年度に他自治体に先駆け制定した「東通村自然環境保全に関する条例」及び「東通村生活環境保全に関する条例」は具体的な施策展開に至らず、上記の教育、福祉の整備に比較すると、環境への取組みは遅れているのが実情です。

以上により、自然と生活環境の保全を目指した「総合環境プラン」策定の必要性が高まったものであります。

また、村民歌に『緑の丘、青い林、丘を越え林を縫って道は続く太平洋へ・・・』と謳われた、美しい東通村（明治22年村制施行以来）の様々な環境（海・山・川・農地・漁場・家屋・産業・生活様式等）が、戦後の高度成長期以降、急速に変化し、村民の心の拠り所であった“原風景”が失われつつあります。

○里山の風景が耕作放棄地などで悪化した。

○ゴミのポイ捨て・不法投棄が多くなった。

○小中学校の統合による廃校が多い。

○茅葺屋根の家屋が消え、集落としてまとまった景観が消えつつある。

○雑木林が植林や開発などで失われつつある。

○盗掘で貴重な山野草が失われつつある。

等々、このような状況を憂う声はアンケートでも村民の間に広がっており、今こそ真剣に環境、景観を考えるときであります。

そのためには、現状維持や改善だけにとどまらず、歴史や文化を大切にし、自然と景観との調和や将来を見据えた創造的かつ理想的な景観デザインを描くことに取り組まなければなりません。

さらに、東通村の基幹産業である第一次産業は最近では「生態系サービス」と分類されております。

これは、動植物（生物の多様性）を活用する際には、持続可能な産業として、その生態系を管理することが重要であるという、世界的な思想に基づくものであり、認識は広まりつつあります。

多くの生態系サービスを享受している村として、自然と産業との関係性を重視し持続可能な生態系の保全に率先して取り組まなければなりません。

【生態系サービスとは】

自然由来の資源を活用した産業で、特に生物多様性に配慮することが必要な6サービスをいいます。獲り過ぎによる資源の枯渇や管理を必要とする産業のことです。

- ①石油ガス業・・・・・・・・石油販売業
- ②鉱業・・・・・・・・砂利・セメント
- ③水力発電
- ④農業（アグリビジネス） 農業者・農協等
- ⑤林業・・・・・・・・造園・森林組合等
- ⑥漁業・・・・・・・・漁業者・漁協等

さらに近年は、世界的にも地球温暖化対策、生物多様性のあり方が国家規模で協議されており、温室効果ガスの抑制、生態系サービスへの取り組みが経済・産業の要として急ピッチで進められている状況にあります。

従来の大規模生産・大規模消費から、省エネルギー（エコ家電等）、排ガス抑制（エコカー等）、森林資源（用材から二酸化炭素吸収源）、生態系の保全（開発規制）など、環境からの視点においては、今までの価値観が大きく変動（パラダイムシフト）する時代となってきました。

原子力発電や風力発電、豊かな自然資源を有する東通村は地球環境に貢献しています。

これを自信・誇りとして、「自然資本経済」をリードする更なる取り組みが必要です。

3. 総合環境プランの考え方

総合環境プランは、「東通村自然環境保全に関する条例」及び「東通村生活環境保全に関する条例」を基に、国の環境基本法をはじめとした関係法令（公害防止、廃棄物規制、地球環境、都市計画、国土利用計画等）に基づく環境規制を補う性質を持ちつつ、当村の特徴ある自然環境や生活様式に立脚した計画とします。

また、環境に対する人間の評価は人それぞれであり、価値観や利害関係も複雑に交錯します。

- ① 自然の価値（自然は無料ではない。ポスト工業化、経済産業の発展）
- ② 風景や景観は単なる眺めではなく、サービス業である。

環境と人間との良好な関係性を追求し、推進していきます。

○東通環境宣言

「東通イニシアティヴ」

（意味：率先してやること。首唱。）

**東通村は環境の保全に率先して
取り組みます。**

○東通村の取組み体制

村民・企業・行政のほか、仕事や旅行、釣りや山菜取り等で村を訪れる者（滞在者等）についても、環境や景観に対して共通の認識（関係性）を持ってもらうことが重要です。

いわゆる、これまで企業に課せられてきた社会的責任（CSR）に習い、「東通村の環境施策を進める上での社会的な責任」として、4者の取り組みを示し、推進していきます。

— 東通VACS — （ボックス）

- 村民の社会的責任
(VSR Villager Social Responsibility)
- 行政の社会的責任
(ASR Administration . . . 同上)
- 企業の社会的責任
(CSR Corporate . . . 同上)
- 滞在者等の社会的責任
(SSR Stayer . . . 同上)

これにより、様々な取り組みを行い、結果として、村の美しい景観が連鎖的につくられていき、美しき故郷・心の故郷となっていくことを目指します。

「東通村総合環境プラン」

— 東通 **V A C S** —

～ 4 者の社会的責任と関係性で取組みます ～

【村民の責務】(VSR)

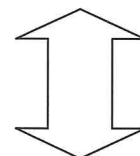
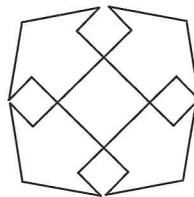
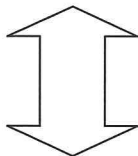
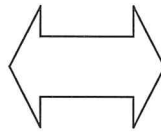
Villager Social Responsibility

- 自ら良好な環境の確保に努める
 - ・不法投棄、ポイ捨て、盗掘、ゴミの分別、省エネ、リサイクル
- 村が実施する良好な環境の確保に関する施策への協力
 - ・ボランティア、人足等

【行政の責務】(ASR)

Administration Social Responsibility

- 基本的かつ総合的施策と実施
 - ・環境配慮型公共工事、清掃活動の主導、政策立案等
- 国県などとの広域的施策の取り組み
 - ・温室効果ガス抑制施策
 - ・生物多様性サービスの普及
- 関係機関との連携、調整
 - ・4 者の他 NPO、NGO との連携



【企業の責務】(CSR)

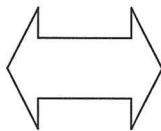
Corporate Social Responsibility

- 事業活動の実施にあたって、自ら良好な環境の確保に努める
 - ・温室効果ガスの抑制及び生態系サービスの持続可能な社会の形成
 - ・緑化、普及啓発活動
- 村が実施する良好な環境の確保に関する施策への協力
 - ・ボランティア等

【旅行者・滞在者等の責務】(SSR)

Stayer Social Responsibility

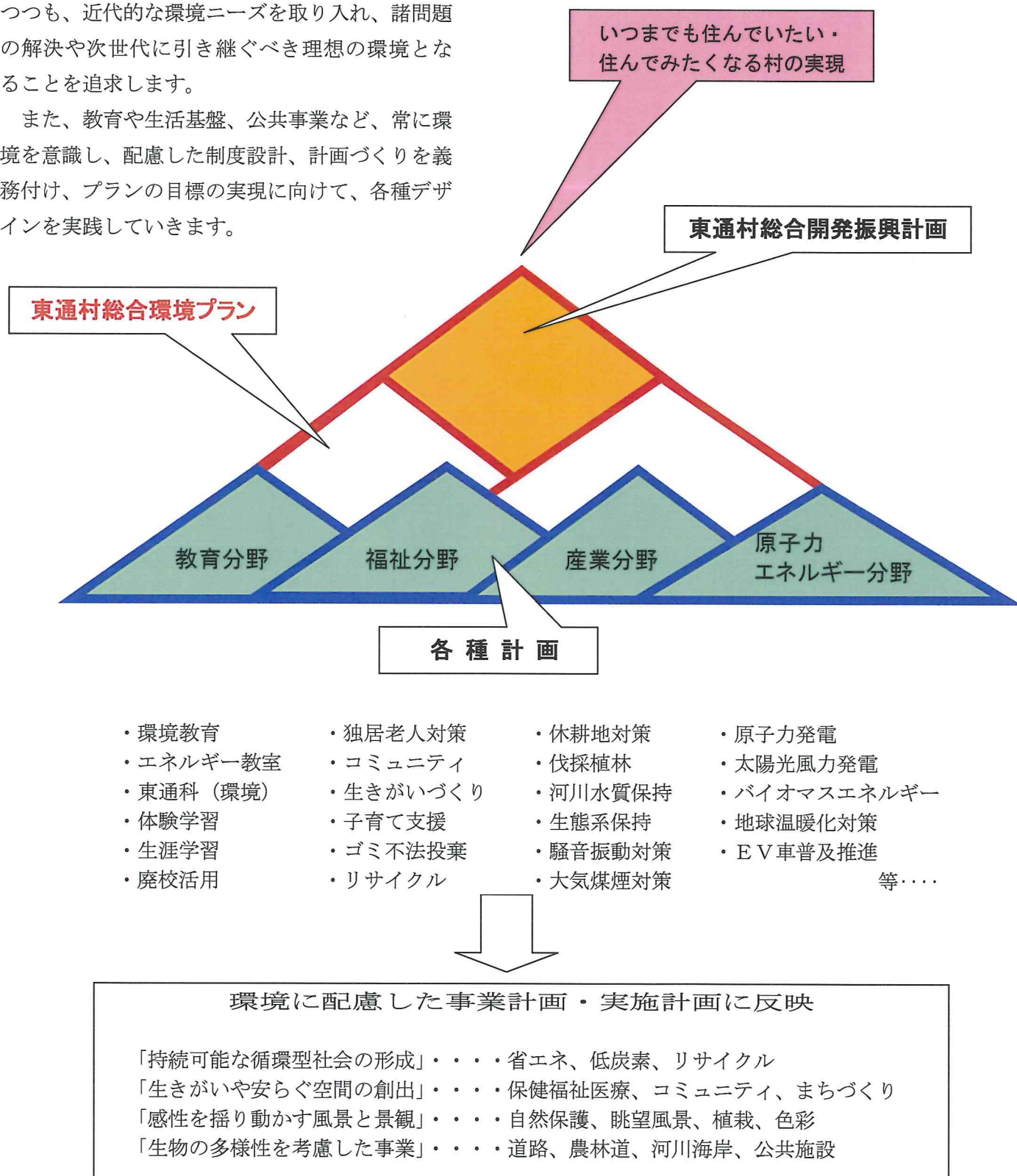
- 自ら良好な環境の確保に努める
 - ・不法投棄、ポイ捨て、盗掘、ゴミの分別、省エネ、リサイクル
- 村が実施する良好な環境の確保に関する施策への協力
 - ・ボランティア、活動への普及啓発



4. 総合環境プランの位置づけ

総合環境プランは、東通村新総合開発振興計画における「良好な環境を育む」との整合性をとりつつも、近代的な環境ニーズを取り入れ、諸問題の解決や次世代に引き継ぐべき理想の環境となることを追求します。

また、教育や生活基盤、公共事業など、常に環境を意識し、配慮した制度設計、計画づくりを義務付け、プランの目標の実現に向けて、各種デザインを実践していきます。

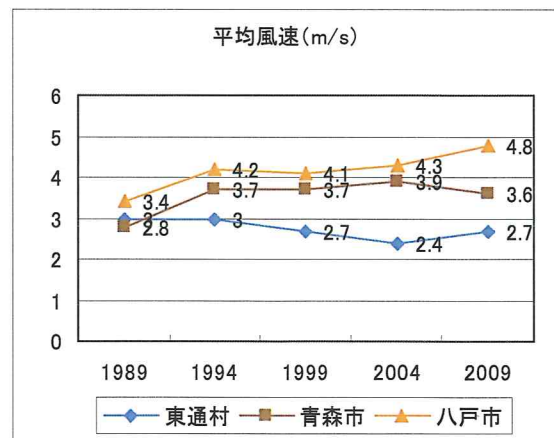
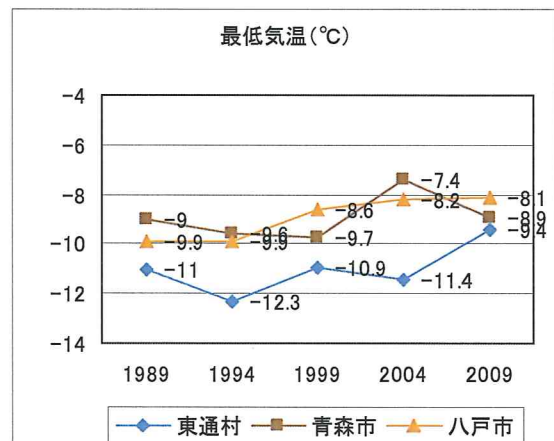
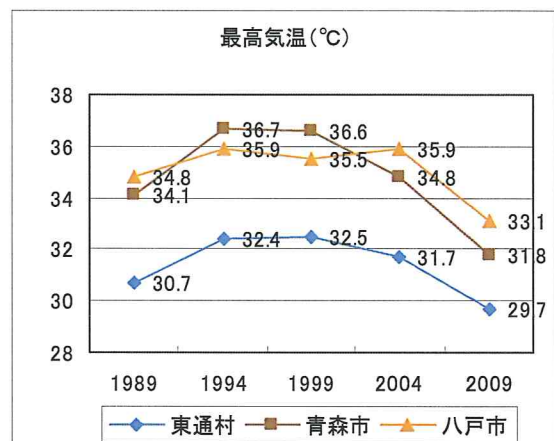
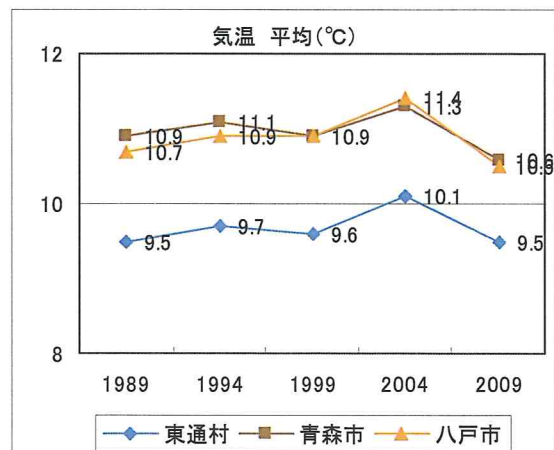
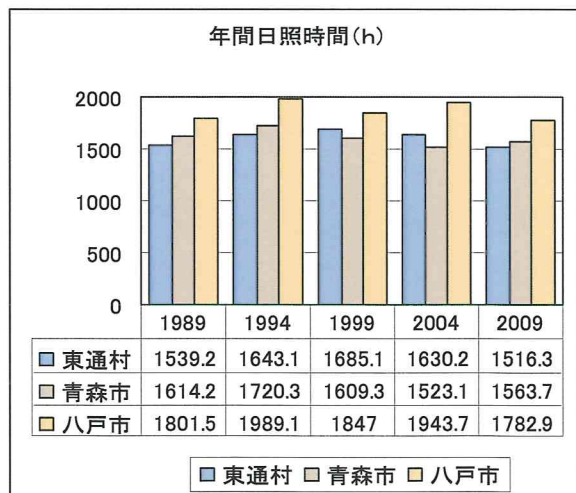
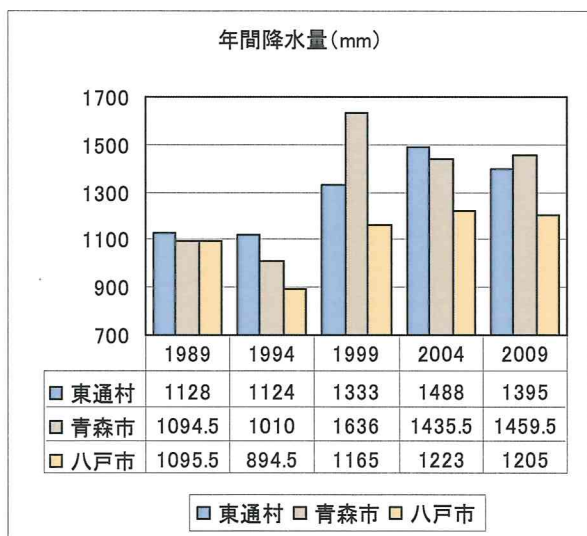


(2) 気 象

ヤマセの気象条件も加わり、夏も冷涼な気候が特徴です。1989～2009年の5年ごとの気候をみると、平均気温は9.5℃、最高気温は32.5℃、最低気温は-12.3℃です。青森市、八戸市と比較すると平均気温で1℃、最高・最低気温では最大4℃低くなっています。平均風速は秒速約2.7mと二都市と比べると、低い値を示しています（小田野沢計測データより）。

年間降水量は約1,300mm、年間日照時間は約1,600時間で、八戸市と比べると年間降水量は多く、日照時間は少なくなっています。

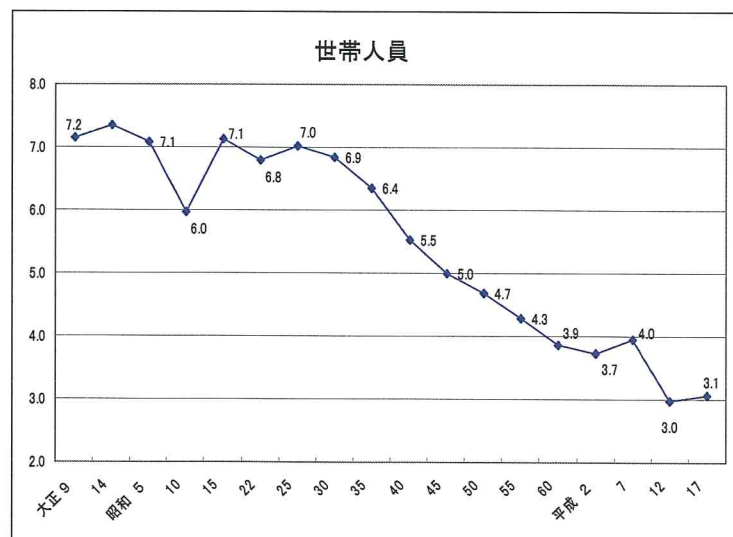
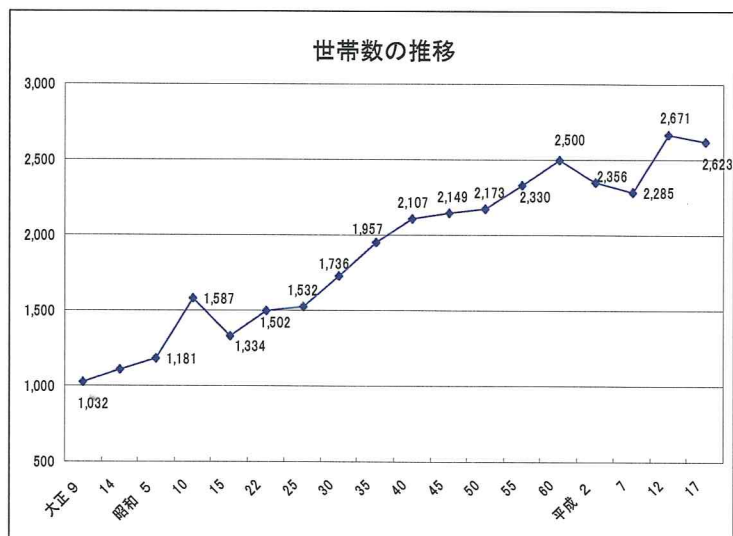
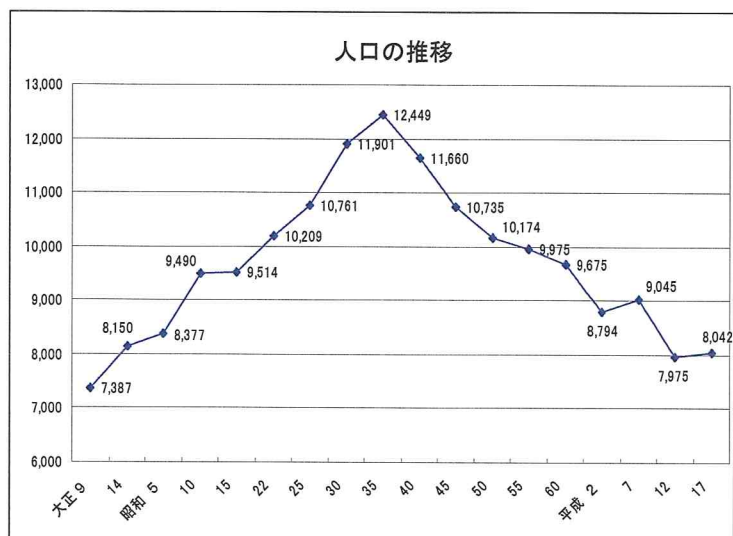
また、平均最深積雪量は57cmで、青森市110cm、八戸市28cmの約中間的な積雪状況となっています。



(3) 人 口

当村の人口は、昭和 35 年の 12,449 人をピークに年々減少し、平成 17 年の国勢調査では、8,042 人となっています。

世帯数は増加傾向に、世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が一層進行していることが伺えます。

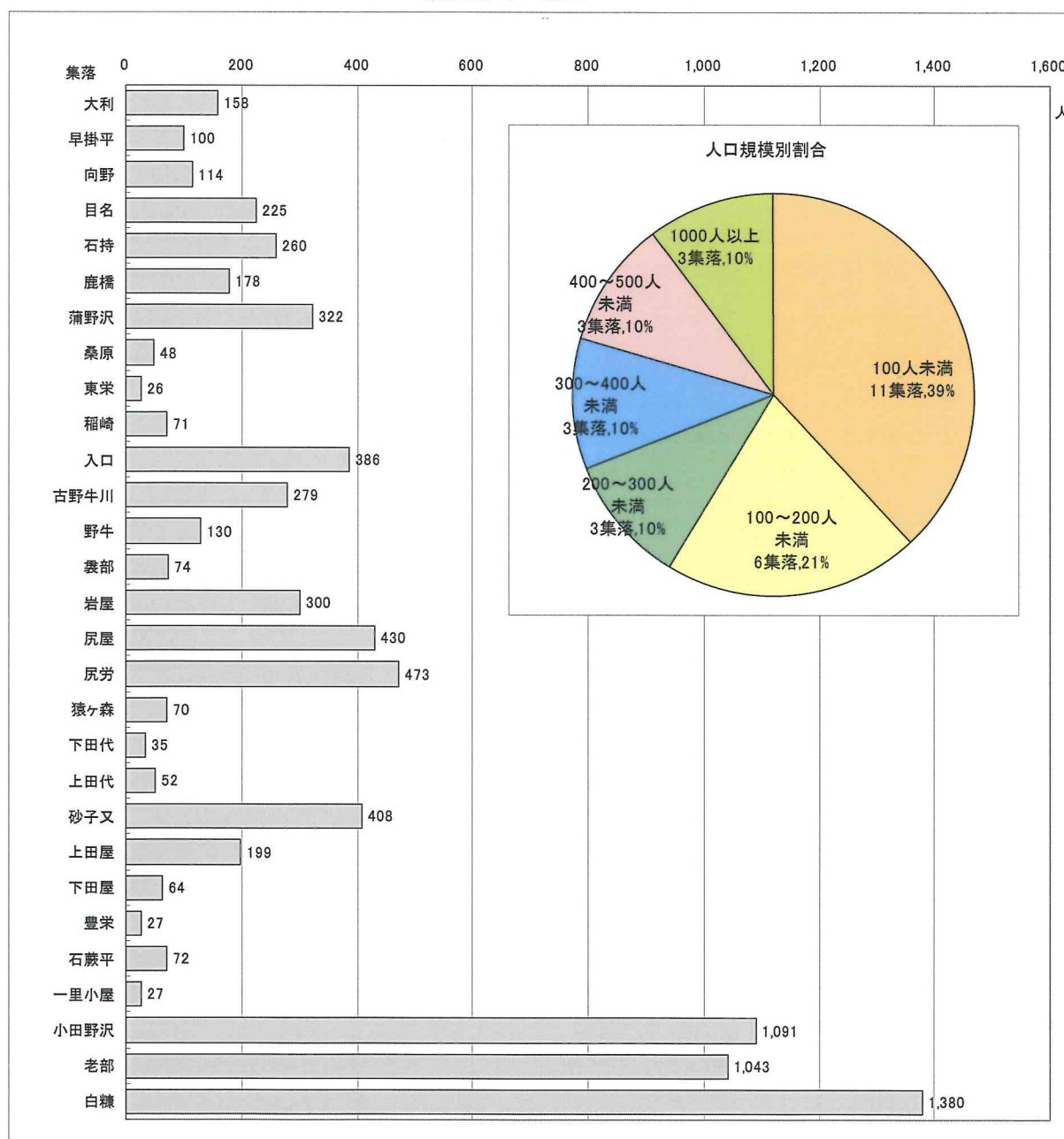


資料：国勢調査

部落別にみると、29 集落のうち 17 集落は 200 人未満で構成されています。

また、1,000 人を超える集落が 3 集落あります。

部落別人口（H17）



資料：国勢調査

(4) 産 業

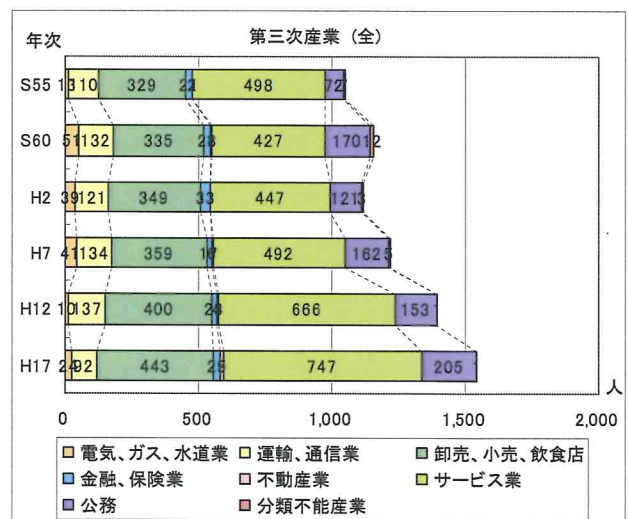
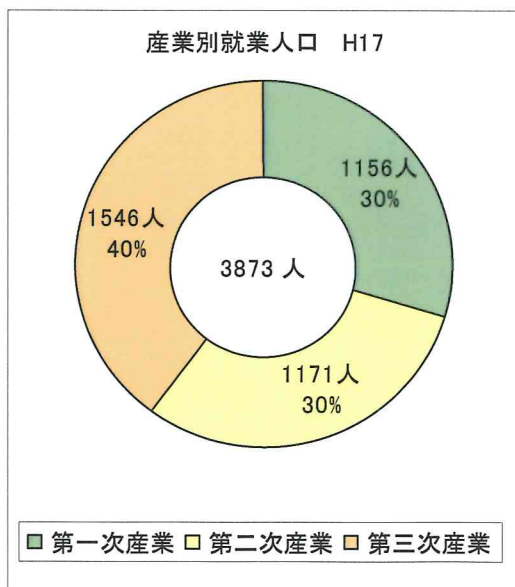
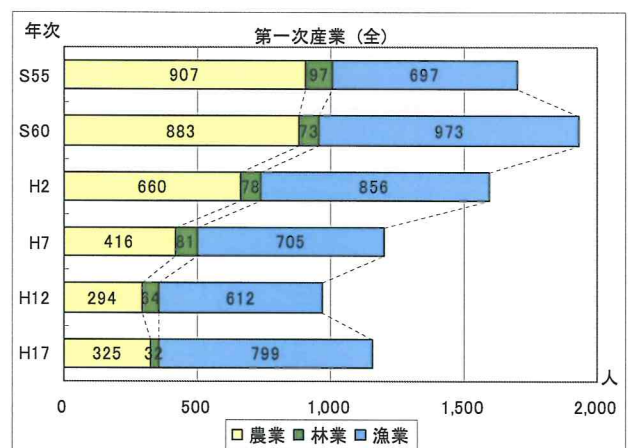
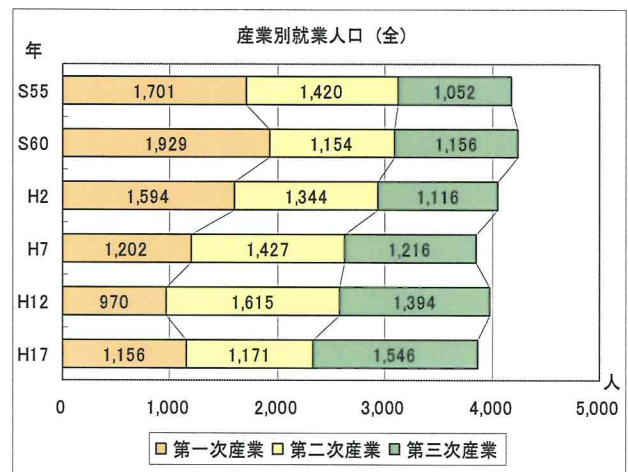
当村は、第1次産業が盛んで、特に漁業は津軽海峡と太平洋に面し、寒暖入り混じる海流により、全国有数の好漁場となっています。

その約65kmに及ぶ海岸線に八つの漁協と一つの内水面漁協があり、サケ、イカ、サクラマス、ヒラメの主要魚種とアワビ、ウニ、コンブ等の水揚げがされています。

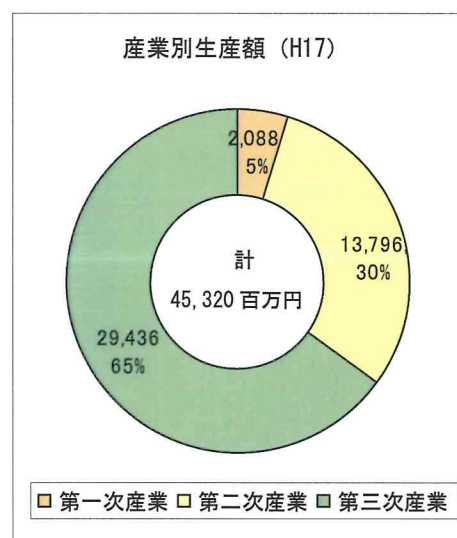
農業では水稻、そば、ハウレンソウ等の栽培、東通牛の繁殖が行われています。

また、就業構造としては、太平洋側と津軽海峡側の集落では主に漁業を生業にしており、中地区では主に農業・畜産が盛んです。

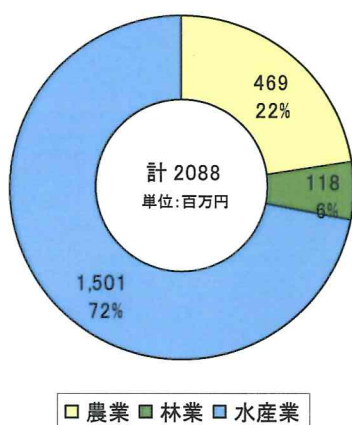
しかし、就業人口は、平成7年から第三次産業や第二次産業が第一次産業を上回っています。平成17年には、昭和55年と比べて、農業従事者は約1/3に減少、サービス業従事者は1.5倍に増加しており、産業就業構造の変化が見られます。



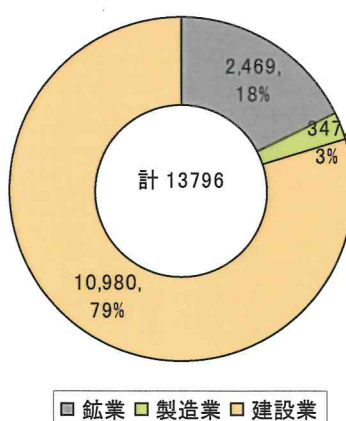
産業別の生産額を比較すると、第一次産業の21億円に対して第三次産業は294億円となっています。産業分類別に最も生産額が大きいのは水産業、建設業、電気・ガス・水道業となっています。



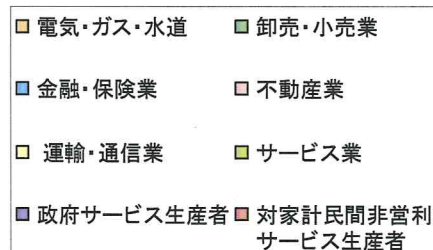
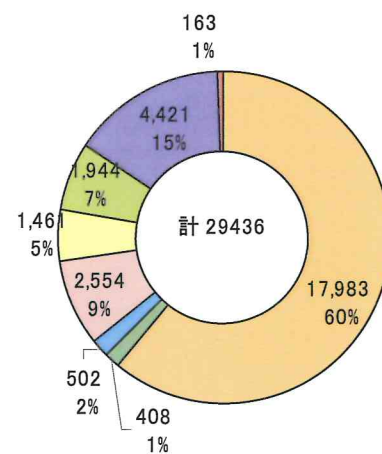
第一次産業生産額内訳
(単位：百万円)



第二次産業生産額内訳
(単位：百万円)



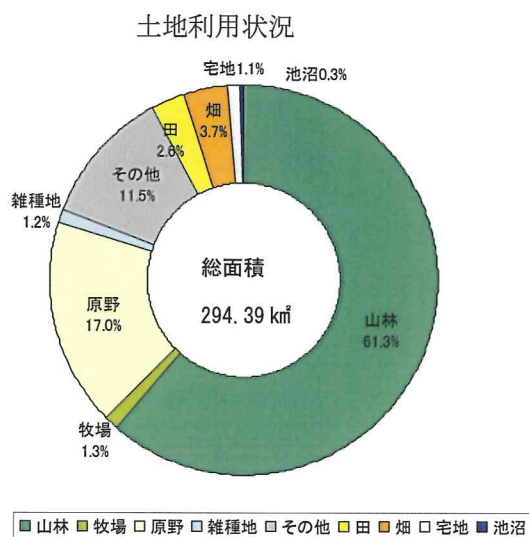
第三次産業生産額内訳
(単位：百万円)



資料：市町村民経済計算 (H17)

(5) 土地利用

東通村の宅地、田、畑をみると、宅地は村総面積の1.0%、田は2.6%、畑は3.6%となっており、とても小規模です。図で表すと、各集落の宅地の周辺に田畑が広がっており、特に中地区では広範囲に広がっています。



資料：固定資産概要調書(H20)



手入れされた林



広大な牧草地

(6) 観光名所

①尻屋崎・寒立馬

本州最北東端、海の難所として知られる尻屋崎の突端に立つ白亜の灯台、明治9年に東北地方に初の洋式灯台として、石油灯にて点灯し、同34年には日本発の電気灯台となりました。光度は、日本最大級の53万カンデラで光達距離は約34km、さらにレンガ造りの灯台では日本一の高さを誇ります。尻屋崎灯台は、歴史的にも文化的にもその価値は高く「日本の灯台50選」にも選ばれています。

尻屋崎周辺の広い草地には、「寒立馬」が放牧されています。尻屋地方では、比較的小ぶりで寒さと粗食に耐え、持久力に富む田名部馬とフランスのブルトン種と掛け合わせることによって、独自の種類を生み出しました。現在、南部馬の血を受け継いでいるのはこの寒立馬だけとされています。寒立馬は、野放し馬と呼ばれていて特定の名前がありませんでしたが、昭和45年当時の尻屋小中学校の校長先生であった岩佐勉氏が「東雲に勇みいなく寒立馬筑紫ヶ原の嵐ものかは」と短歌を詠んだことから寒立馬と呼ばれるようになりました。

この「寒立馬とその生息地」が平成14年11月18日、青森県の天然記念物指定を受けました。また、尻屋崎は下北半島国定公園にも指定されております。

②物見崎

物見崎には、当村の南境界に位置し、太平洋に突き出た断崖の上に白糠灯台（物見崎灯台）が立っています。白糠灯台は、昭和6年の灯塔改築を経て現在の灯台は、昭和62年に完成した3代目の灯台です。

この沿岸は磯魚などが豊富であるほか、村の鳥であるオオセグロカモメが荒波を飛び交う姿も見られます。白糠地区住民にとっては、良い景色を眺望することができる場所で

あり思い出の深い場所でもあります。また、昔はたくさんのツツジが咲いていたが盗掘され、今は松に覆われてしまったという変化もみられます。

③ヒバの埋没林

数千年前から断続的に海から砂が打ち上げられ、立枯れたヒバは飛砂に埋まってしまいました。その一部が猿ヶ森ヒバ埋没林として姿を現しています。12世紀頃に埋まったものとされ、350mの距離に83本のヒバを見ることができます。

そのため、青森県自然環境保全条例の規定により猿ヶ森県自然環境保全地域に指定されています。



尻屋崎灯台と寒立馬



ヒバの埋没林

2. 自然環境の現況

(1) 海・海岸

当村の海は、寒暖二流が入りあう好漁場で、主要魚種は、サケ、イカ、サクラマス、ヒラメ等のほか、アワビ、ウニの貝類、コンブ、フノリ、などの海藻類が豊富です。

平成に入ってから、「磯焼け」が進んでおり、原因としては、海水温や気候の変化、ウニの増殖と考えられています。

近年では、津軽海峡や太平洋でも大型クラゲが大量発生し、漁業に大きな影響を与えています。大型クラゲの大量発生は、日本海沿岸に生息していたが、地球温暖化による海水温の上昇、日本近海の沿岸開発などによりクラゲに適した環境になってきたことなどが原因とされています。

30 年程前には、サンマ、ホッケ、ウマズラハギが取れましたが、近年はほとんど獲れなくなりました。また、海流の変化等により、サケ、マスの漁獲される時期や場所が変化しています。サケの漁獲量も減少しています。最近では、温暖な南日本で獲れていたサワラが東通沿岸でも漁獲されています。

海岸については、長い時間をかけて津軽海峡側の浜の浸食と、土砂の流入による磯場の減少がおきています。



鳴き砂がある尻労海岸



海岸浸食が進んでいる大利浜



地まきホタテが水揚げされる野牛漁港



潮風を感じる岩屋海岸

(2) 山

当村の主な山については、桑畑山(400.0m)、片崎山(300.5m)、高折森(148.4m)、栗森(132.6m)、石上山(111.0m)、一切山(259.3m)などがあります。

当村の山々では風力発電に適した風が吹くことから、風力発電の建設も進められています。最も高い桑畑山周辺には、風力発電が平成13年運転開始から現在62基が建設されています。また、小田野沢見知川山付近には、現在10基の風力発電が建設されております。

2番目に高い片崎山の頂上付近からは、太平洋、そして津軽海峡と陸奥湾を一望することができます。国有林、放牧場として一般の立ち入りはできなくなっております。また、エビネなどの希少な山野草が植生している貴重な場所でもあります。



桑畑山から望む風車・津軽海峡



大森山から望む太平洋



片崎山の頂上付近の風景とツツジの花

(3) 川と生物

当村の主な河川については、村の中央を流れ第二級河川に指定されている田名部川の支流・目名川・青平川・冷水沢川、蒲野沢川と石釜沢が注ぎ津軽海峡へと流れる野牛川、太平洋へと流れる老部川・明神川があります。

準用河川として小老部川が指定されています。

普通河川としては、髪部川、猿ヶ森川、その他には、入口川、古川、大川、鯨川などがある他、これらの川に注ぐ多くの沢があります。

老部川と小老部川は、老部川内水面漁業協同組合により管理されており、溪流解禁ともなると県内外から溪流釣りファンがイワナやヤマメを目当てに数多く訪れます。老部川内水面漁業協同組合ではサケ・マス放流事業が行われています。

いずれの川も水量が少なくなったと感じられます。

蒲野沢とひとみの里周辺の川では、ホタルの生息が見られますが、昔に比べると少なくなっているようです。



川魚が釣れる小老部川

(4) 沼・湿地

猿ヶ森周辺には、大小 20 数個からなる本州最涯の湖沼郡があります。主な沼としては、大沼、左京沼、荒沼、片貝沼、長沼、タカ沼、タテ沼、赤川沼、小沼、妹沼などがあります。丘陵地からの水が、砂丘の形成によってせき止められてできたもので、森の中に点々と水をたたえています。

猿ヶ森砂丘と後背湿地は、平成 13 年 12 月に環境省によって日本国内の 500 箇所の重要な湿地として選定されています。植生としては、ハマニンニク・コウボウムギ群落、ケカモノハシ群落があります。昆虫類では、コウベツブゲンゴロウ、オオヒメゲンゴロウなどの水生甲虫が記録され、砂丘上ではオオマキバサシガメやカラハンミョウなどが確認されています。

また、湧水も豊富で、尻労の水神林の水や鹿橋の石神様の水などでは、由緒あり祀られています。教育委員会で行われた泉調査（平成 19 年再編集版）では沼も含め、48 の泉が確認されていますが、現在ではいくつかの泉が姿を消しているようです。



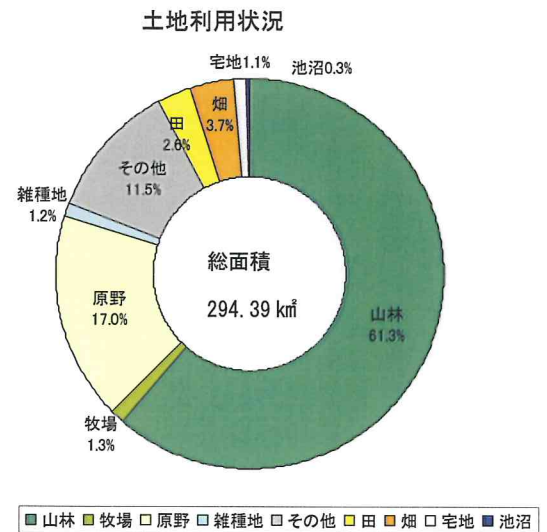
伝説とヒメマリモがいると云う左京沼

(5) 山林樹木

村の総面積の約 60%が山林となっています。その所有形態は、国有林 38%、民有林が 62%となっています。

森林蓄積としては、人工林 61%が、天然林 39%です。民有林はほぼ手を加えられたものとして考えられます。

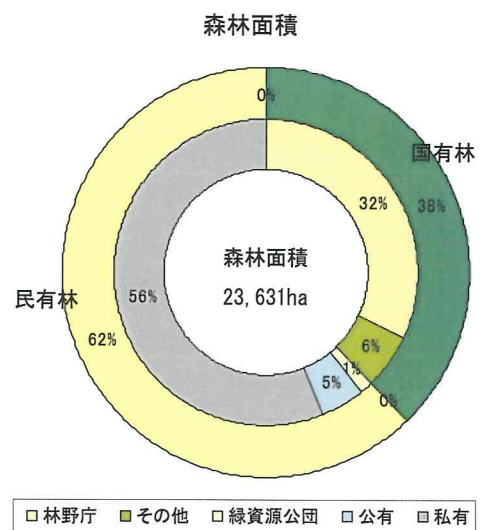
人工林では、針葉樹が 98.7%を占めており、樹種としてはスギやマツ類となっています。天然林では、広葉樹が 70%を占めています。



資料：固定資産概要調書(H20)



枝払い作業

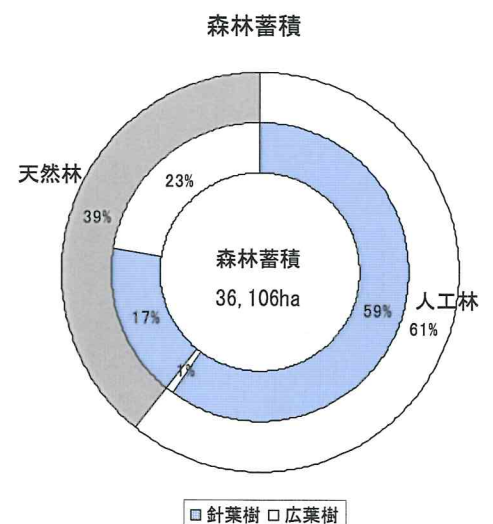


資料：農林業センサス (H17)

樹種別樹林地面積

区分	人工林		天然林		合計	
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹
すぎ	8,778				8,778	0
あか・くろまつ	2,527		1,576		4,103	0
からまつ	46				46	0
えぞ・とどまつ	3				3	0
くぬぎ・なら		3		252	0	255
ぶな				80	0	80
その他	120	12	1,333	6,471	1,453	6,483
計	11,474	15	2,909	6,803	14,383	6,818

資料：世界農林業センサス (H12)



資料：農林業センサス (H17)

(6) 植 物

青森県は本州最北ということで、数々の北限とされる生物等にあふれています。

また、下北半島国定公園尻屋崎は、必要最小限の開発により、手付かずの自然が残っている貴重な場所でもあります。尻屋崎には、シコタンキンポウゲ、アズマギク、スカシユリ、ゼンテイカがあり、丘陵地帯には、エビネ、アツモリソウ等の野生ラン、桑畑山や片崎山にはヤマツツジが植生しています。

季節を通してみると、春にはミズバショウの群生が国道 338 号沿いや猿ヶ森地区周辺などあらこちらに見られます。ある場所にはザゼンソウも見られます。その他には、フクジュソウやカタクリ、シラネアオイ、コブシが見られます。

外 来 種

セイヨウタンポポ (ヨーロッパ原産)

戦前から県内で記録される。野外、山地にも広く産するが特に対策はない。

→日本の侵略的外来種ワースト 100 (日本生態学会)

オオハングウソウ (北アメリカ原産)

明治中期に園芸植物として導入された。1955 年頃から県内で確認される。河川敷や路傍で大群落を形成し、草丈は 3 m に達する。幼体時期の抜き取り除去が効果的である。

→特定外来生物 (外来生物法)



資料：「青森県外来種対策学術調査報告書－青森県外来種リスト－2006 年 3 月」

春から夏にかけては、村の花であるノハナシヨウブが見られます。夏から秋にかけては、カワラナデシコなども見られます。

しかし、貴重な植物も盗掘や無断採取により数が減少しており、盗掘防止協議会を設置し、監視強化しています。

また、セイヨウタンポポやオオハングウソウ等の特定外来種が多く植生し、従来の固有種への影響が懸念されます。行政では、これらの駆除を毎年行っておりますが、植生範囲は拡大しています。尻屋崎にもアメリカオニアザミが急増しています。

東通村に生息するクシロチドリは、絶滅危惧種として、青森県レッドデータブックに掲載されています。

東通村の絶滅危惧種 (植物)

クシロチドリ (A) 国 (I A)



クグスゲ (A) 国 (I A)



資料：青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック－普及版 2001 年 3 月

(7) 動 物

絶滅危惧種とされる尻屋崎の岩礁にいるケイマフリや個体群として指定されているツキノワグマ、特別天然記念物のカモシカや県天然記念物の寒立馬があります。

また、コウモリ群も多数存在すると見られ、希少生物の宝庫となっています。

更に、鳥獣保護及狩猟に関する法律の規定により、桑畑山鳥獣保護区、猿ヶ森鳥獣保護区、大利鳥獣保護区が指定されています。

青森県レッドデータブックに掲載されている東通村に生息する動物としては、ケイマフリは絶滅の恐れありとして掲載されています。



特別天然記念物ニホンカモシカ

東通村の絶滅危惧種

- ・ケイマフリ (A) 鳥類 国 (Ⅱ) : 絶滅の恐れあり
- ・コシジロツバメ (A) 鳥類 国 (該当なし)

ケイマフリ



コシジロウミツバメ



資料：青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック ー普及版 2001年3月

3. 生活環境の現況

(1) 産業

①漁業

村の産業を見ると、漁業の占める割合は非常に大きいものとなっています。

当村は、太平洋と津軽海峡に面し、約 65km に及ぶ海岸線には、8つの漁業協同組合と1つの内水面漁業協同組合があります。その長大な沿岸には、寒暖2流の魚種のほか、特産品として、アワビ、ウニの貝類、昆布、わかめなどの海藻類の宝庫です。

当村では、つくり育てる漁業による水産資源の安定、増大を図るため、さまざまな魚種の種苗生産を及び放流事業に取り組んでいます。

サケ、サクラマス、ヒラメは、青森県で1・2位の漁獲高がありますが、昭和53年から老部さけふ化場と老部川さくらますふ化上を整備し、稚魚放流をした結果、漁獲量は増加し効果を上げています。

また、津軽海峡において、野牛、石持の各漁業協同組合がホタテ貝の地まき放流事業に着手し、外洋のため海水がきれいなことなどから、その身の大きさと味は県内外から注目を集めています。

さらに、特産であるアワビの漁獲量増大、資源回収を目指し、平成10年にアワビ種苗センターが竣工され年間に50万個のアワビ種苗を生産し、さらに種苗育成を行い各漁協の沿岸に放流しています。これによって、アワビの採卵から中間育成、放流までを効率的に行うことができ、アワビの安定的な漁獲ができています。

漁師たちによる各漁業研究会では、磯根資源を調査し、磯谷焼け漁場の回復のための昆布などの海中造林にも積極的に取り組んでいます。



ふのり摘み



ホタテの稚貝放流



鮭の水揚げ（白糠漁港）

②農業

村の農業は、水稻と畜産（肉用牛）を主として営まれています。しかしながら、農業従事者の高齢化や若年農業者の不足する中で、将来にわたり持続可能な農業生産基盤の確立が大きな課題となっております。

平成 14 年に大区画圃場水田が完成したことで、水田が汎用化され、水稻のほか大豆、そばなどの作物栽培が可能となり、現在、集落営農によりその生産が行われるようになりました。特に、そばは乾燥から貯蔵、製粉まで可能な施設整備が確立しております。

また、特産果樹のブルーベリーの生産拡大や施設を利用したハウレンソウ、トマト、イチゴなどの野菜の生産にも力を注いでおります。村内で供給される堆肥の施用により安全、安心な農作物の栽培に取り組んでおります。



黄金色に輝く稲の干背掛け



白い花が咲き誇るそば畑

③畜産

村の畜産は、恵まれた環境での草地畜産が大きな特色であり、肉用牛と乳用牛を合わせると、約 2 千頭が飼育され、特に繁殖牛主体の飼養形態であり優れた子牛生産地帯となっております。

また、ニーズに合った牛肉の生産を高めるため、村産業振興公社を中心に、生産から加工・流通までの一貫したシステムの確立のほか、公共牧場に観光的機能を持たせるなど、消費者と直接結びついた安心、安全な畜産物の生産と経営を進めています。



東通牛の放牧

④林業

計画的な除間伐施業、また生産基盤としての林道、作業道を開設し、林産物の安定供給に努めています。その他、水源の確保、国土保全等公益的機能の維持、強化のため、各種治山事業も積極的に実施、緑豊かな環境整備を推進しています。



間伐作業

⑤ 鉱業

尻屋、尻労、岩屋の3地区にまたがって埋蔵する石灰石は、品質も良く様々な用途で利用されています。現在、日鉄鉱業㈱尻屋鉱業所が採掘し、三菱マテリアル㈱青森セメント工場がその原石の供給を受け、セメントの生産をしています。

(2) 福祉

高齢者福祉の面では、高齢化社会に対応するため、在宅福祉サービス、老人保健サービスの強化に努めています。平成15年4月には、「保健・医療・福祉」の総合福祉施設として「野花菖蒲の里」が完成しました。東通村の高齢化率は、平成21年度末で27.6%に達し、65歳以上の一人暮らし人口割合は22年1月末で11%となっています。

また、平成20年からは、高齢者の生き甲斐活動促進、閉じこもり予防などを目的とした総合的介護事業「あづまる会」を委託により13地区で実施しています。生き甲斐のある老後生活づくりの推進など心と体の両面からケアを行っています。

児童福祉の面では、子どもの健やかな育成を図るための環境づくりと少子化対策、子育て支援だけでなく、すべての子育て家庭の経済的負担を軽減する施策にも取り組んでいます。

(3) 教育

当村では、平成16年度の総合教育プラン「教育環境デザイン21」の提言を基に、「幼小中一環教育」を基軸にした東通学園構想を進めています。平成20年4月に統合東通中学校が開校し、平成21年4月には東通小学校に5校を合併統合し、小中学校がそれぞれ1校となりました。現在は、保育・幼児施設の統合開設も進めているところです。

「人づくり」を推し進める原動力となる「創造する力」を育むための、東通学園構想における特色カリキュラムである東通学があります。東通学の核として、東通村の地域素材を中心に、課題意識を持ちながら探求的に学習し、様々な知識・技能を習得しながら、多面的な見方・考え方を養う東通科を実施しています。東通科の学習内容には、自然環境、地理、エネルギーに関する分野が含まれています。



エネルギー教室

(4) 上下水道

上水道については、昭和 58 年度上水道創設事業に着手し、昭和 60 年度には小田野沢及び岩屋地区に供給開始し、平成 4 年度に上水道創設事業を完工しました。引き続き平成 5 年からは、3 年間で費やし北地区簡易水道事業が完了し、その後平成 13 年からは上水道第一次拡張事業に着手し、平成 16 年度は村内全ての地区に上水道が完備されました。

平成 20 年 4 月 1 日現在の配水管総延長は約 140km に及びます。給水状況は、太平滝浄水場系統（12 地区）、野牛浄水場系統（3 地区）、褒部浄水場系統（3 地区）、岩屋浄水場系統（1 地区）となっており、水道普及率は 96% です。

下水道については、尻屋地区、中地区、白糠地区が平成 13 年度、平成 14 年度、平成 17 年度に供用開始し、現在、全面供用しています。また、平成 18 年度より整備中の小田野沢地区は、平成 23 年度事業完了目標となっています。

なお、未普及地域については、青森県汚水処理施設整備構想計画に基づき順次整備を進めています。

漁業集落排水の整備状況

	地区人口	着工年度	供用開始年度	水洗化人口	水洗化率
尻屋	432	H10	H13	397	91.9%
白糠	2,333	H13	H17	2,138	91.6%
小田野沢	994	H18	—	—	—

公共下水道事業の整備状況

(H20.4.1現在)

全体計画		整備状況		着手年度	供用開始	普及率
処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)			
98.0	1.9	53.3	0.4	H10	H14	4.7%

下水道終末処理場整備状況

処理場名	処理能力 (m ³ /日、日最大)		流入水量 (m ³ /日、日最大)	放流水域
	認可計画	現況		
中地区浄化センター	620	620	300	田名部川

資料：青森県環境白書 平成 20 年版

(5) ゴミ処理と不法投棄

以前、村の清掃センターでは、村内一般廃棄物の焼却及び最終処分場として埋め立て処分を実施していました。

しかし、平成 10 年には不適切最終処分場となり、また平成 14 年にはダイオキシン規制特別法により焼却施設の基準に合わなくなったことから、現在では収集運搬業者に委託し回収を行い、下北 8 市町村（現 5 市町村）で建設した公設民営のアクセス・グリーンに搬入しています。

また、ゴミ収集は、家庭ゴミを委託方式、事業系ゴミは許可業者により分別収集しています。アクセス・グリーンでは、可燃ゴミ等は熔融処理、不燃・資源ゴミは選別をして売却及びリサイクル協会に引き渡し、粗大ゴミは可燃・不燃部分に解体し熔融処理、古物商へ売り払い、電池蛍光灯は北海道で処理されています。

ゴミ収集カレンダーや広報等でゴミの減量・分別の呼びかけをしていますが、あまり効果は見られず、資源ごみの収集量は郡内の最低量となっています。

不法投棄問題に関しては、道路下の崖や林道の脇など、あまり人目に着かない場所に家庭ゴミ、家電製品、家屋解体材、タイヤなどが多く捨てられています。村では、これまで不法投棄防止看板を 40 ヶ所以上に設置し、毎年ゴミを撤去していることもあり、不法投棄は減少傾向に向かっています。平成 20 年度には、不法投棄調査員を 71 名委嘱し、不法投棄の監視を行っています。

海岸の漂着ゴミの問題については、有害ゴミや分別処理などの問題が大きく、ボランティアによる清掃だけでは困難があります。

村内の清掃活動としては、村で各部落に地区内清掃を依頼しているほか、各部落でも祭事などに合わせて自発的に実施しています。その他、各漁業協同組合でも海岸清掃、小中学校、商工

会婦人部、ライオンズクラブ、企業等でも道路清掃を実施しています。



原野に不法投棄されたゴミ



空き缶やペットボトルの漂着ゴミ

(単位：t)

年度	年間ゴミ収集量	うち資源ゴミ
H10	3,622	
H11	3,166	
H12	3,019	
H13	3,303	
H14	3,205	
H15		
H16	2,633	96.08
H17	2,546	73.09
H18	2,674	76.06
H19	2,524	102.09

(H14 までは、公共施設状況調査 H16 いきいき健康推進課調)

(6) 景観

① 住 宅

東通村のひとみの里地区分譲地では、建築協定により、家の構造、形状等について取り決めがありますが、他の地区はありません。

また、土地を含む家屋などの動産・不動産とも財産権の関係もあり、統一されたもの、他に同調したものというものが少なく、一部においては、派手な色彩の外壁の住宅が建設されていることも少なくありません。

さらに、廃屋などにより、住宅地の一角の景観を阻害している場合もあります。



独自性や周囲との差別化ははかられているが、景観とはあわない。

(イメージ写真)

② 廃校・廃屋

平成21年度に村内小中学校の完全統合により、小学校20校、中学校2校の校舎が廃校（一部再利用済み）となり、教員住宅も大多数が廃屋と化している。

また民間でも家の建替えに伴い古い家屋はそのまま残存しているケースがあり、そのまま廃屋と化しているのが見受けられる。

景観的に悪いイメージがあるとともに倒壊の危険性を伴っている。

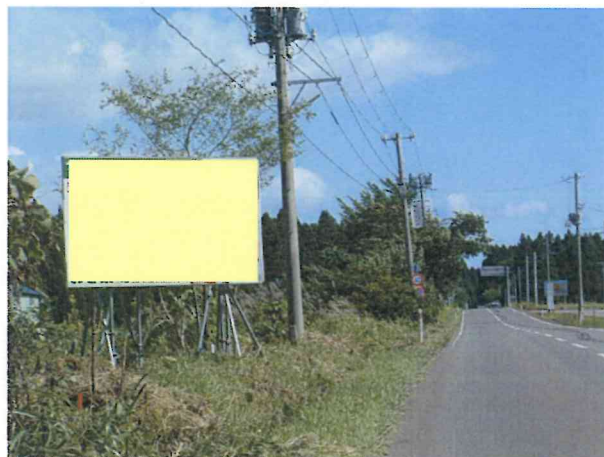


廃屋は景観上も低下するとともに倒壊の危険性も高まる。

③ 屋外広告物

当村内の道路沿いにも、多くの屋外広告物が設置されています。屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、かり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物などがあります。

これらの屋外広告物について、県では屋外広告物法に基づき必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを定められています。当村ではこの規定に基づいて、屋外広告物の管理をしています。



景観に配慮されていない看板

② 耕作放棄地（壊れた里山の風景）

かつての田・畑・牧草地は、減反政策や農業離れ、高齢化などにより耕作を放棄された土地として、雑草やハンノキが生い茂る場所へと変化していきます。



畜産経営をやめ、牧草の需要もなくなることで、そのまま放棄地となるケース（まだ再生可能?）

(7) 大 気

当村には、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出をしている施設が、187 施設ありますが、現在、大気汚染として特に注視する事案はありません。

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

	大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数
青森市	844	461	85	29	711 (323)	413 (227)	115	37 (9)
八戸市	580	263	610	45	422 (201)	209 (107)	475	58 (20)
むつ市	128	67	13	9	123 (53)	78 (45)	23	8 (4)
東通村	28	13	101	6	21 (16)	12 (2)	37	5 (1)

資料：青森県環境白書 平成 20 年版
() は小型ボイラーで内数

(8) 水 質

当村には、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出をしている施設が、66 施設あります。

また、公共下水道事業と漁業集落排水事業の整備も進み、現在、水質汚染として特に注視する事案はありません。

水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

	水質汚濁防止法 特定事業場数	青森県公害防止条例 污水関係工場数
青森市	544	4
八戸市	645	7
むつ市	283	0
東通村	66	0

資料：青森県環境白書 平成 20 年版

(9) 土 壤

現在、土壌汚染として特に注視する事案はありません。

(10) 騒音・振動

現在、防衛庁下北試験場が騒音・振動源として該当し、周辺集落において防音対策が講じられてきたところです。

また、工場等による恒常的な騒音・振動問題は発生していません。

(11) 悪 臭

平成6年3月に悪臭防止法の悪臭規制地域に指定されていますが、注視する事案はありません。

(12) 地盤沈下

現在、地盤沈下現象が見られたり、特に注視する事案はありません。

4. 地球環境の現況

(1) 地球温暖化

化石エネルギー（石炭、石油、天然ガス等）の燃焼などによって大気中に排出される二酸化炭素等のガスが増加することにより、温室効果が発生します。その結果、地球の温度が上昇し、海面上昇や異常気象の発生など、地球全体にとっての重大問題が惹起（じゃっき）されると考えられる諸問題のことを地球温暖化問題としています。

地球温暖化問題としては、海面水位が上昇することで、領土がなくなり、水没の危険があります。そのほか、豪雨・干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響・貴重な遺伝子の減少、砂漠化の進行などがあります。

2009 年コペンハーゲンで行われた国連気候変動枠組条約第 15 回締結国会議（COP15）では、日本政府は 2020 年に 1990 年比 25%の温室効果ガスの削減を表明、低炭素社会への対応が急務になっています。

グリーン購入、グリーン家電、エコ照明など、最新技術の導入やLED利用の促進、原子力、風力、太陽光発電などクリーンエネルギーの導入にも取り組まなければなりません。

(2) 生物多様性

地球温暖化の次に環境リスクとして顕在化しているのが、生物多様性です。生物多様性とは、多様な生き物が存在し、つながりあって生きている状態のことを指します。

多様性という表現の中には、3つのレベルが含まれています。ひとつは、地球上には約 165 万もの種が生息しているといわれる「種の多様性」です。次に「生態系の多様性」です。熱帯雨林の生態系と砂漠の生態系がそれぞれ異なるように、さまざまなタイプの生態系があります。三つ目は、「遺伝子の多様性」です。同じ種の生物であって

も、生息場所によって体の大きさや特徴が違うなど、遺伝子レベルで異なることを示します。

こうした生物多様性が保全されていれば、人間は自然からたくさんの恩恵を受けることができます。自然は食料や薬の原料を供給してくれるだけでなく、洪水や気候を調節するという機能もあります。心の安らぎや文化的な価値といった恩恵も受けられます。このように生物多様性から人間が有形無形に受けている便益は「生態系サービス」といわれています。

生物多様性が失われれば、長い進化の過程で誕生してきた種を短期間で失ってしまうだけでなく、水や食料などの生態系サービスが劣化し、資源を持続的に調達できなくなります。しかし、国際自然保護連合（IUCN）によると、現在、哺乳類の 21%、鳥類の 12%という高い比率が絶滅の危機に陥っているといわれています。国連の調査では、過去数十年間に 24 種類の生態系サービスのうち 15 種類が低下していることがわかっています。



尻屋崎にも外来種のアメリオニアザミが

生物多様性を損なう要因は大きく 4 つに分けられます。第 1 が「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」、第 2 が「(人間が自然と共生してきた) 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、第 3 が「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」、第 4 は「地球温暖化」です。

生物多様性の損失を防止しようと、1992年の地球サミットで「生物多様性条約」が採択されました。これは、「生物多様性の保全」「持続可能な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益の公正な配分」を目的に掲げられています。



増殖する外来植物オオハンゴンソウ

2010年名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）では議長国として以下を採択した。

COP10、COP/MOP5での成果

愛知ターゲット（ポスト2010年目標（2011～2020年））の骨子

・「2020年までに生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」

・世界に占める保護地域の割合を陸域17%、海域10%と設定するなど、20の個別目標が合意された

・中長期目標「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。」

遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の骨子

・遺伝資源を利用して得た利益は、合意した契約条件に基づいて分配する

・（途上国が求めた）過去の遺伝資源は利益配分の対象外

・特定国家の生物遺伝資源を利用して、医薬品や新素材などを商品化する場合、あらかじめ資源保有国の承認を受ける必要がある

名古屋・クアラルンプール補足議定書（遺伝子組み換え生物が生態系に被害を与えた場合の補償ルール）の骨子

- ・遺伝子組み換え生物（LMO）が輸入国の生態系に被害を与えた場合、各国政府が原因事業者を特定し、原状回復や賠償を求めることができる
- ・原因事業者が補償しない場合、政府が代執行する
- ・遺伝子組み換え生物から作られた加工品は対象外

また、生物多様性に先立ち、自然保護の観点から1973年「ワシントン条約」1975年「ラムサール条約」同年「世界遺産条約」が制定されています。

（3）リサイクル・廃棄物処理

人が生活していく上で、ごみ（廃棄物）は必ず発生するものであり、これらを焼却処理した場合でも最終的には焼却灰が発生し、いずれもこれらを埋立てする場所（最終処分場）が必要となります。廃棄物処理問題には、このような最終処分場の問題や、医療廃棄物問題、建築廃棄物の問題、不法投棄の問題、ゴミの減量の問題、資源のリサイクル問題などたくさん問題があります。



海岸に不法投棄されたゴミ

第3章 環境保全対策の現況

1. 自然環境の保全

(1) 村の花、村の木、村の鳥の愛護

何人も村の花ノハナショウブ、村の木イチイ、村の鳥オオセグロカモメ(平成元年6月14日制定)を慈しみ、親しみ、保存に努めます。



村の鳥オオセグロカモメ



村の木イチイ (片崎山)



役場の敷地にもノハナショウブ (村の花)

◎実施状況

- ・村内のごみ収集箱にイラストを掲載しました。
- ・イチイは、シンボルツリーとして役場庁舎前に植樹、低木は村道石持砂子又線の植栽樹に植樹しました。
- ・ノハナショウブは、「保健福祉エリア」冷水沢川沿いに植栽、野牛川海浜湖沼公園ノハナショウブ園に原発サイト(着工前に)から移植しました。

◎問題点等

- ・イチイやノハナショウブは、過剰な移植や盗掘を防止しなければなりません。

(2) 保護生物の指定

良好な自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、村内に生息する動物及び生育する植物のうち特に貴重な動植物を保護動物又は保護植物(以下「保護生物」という。)として指定します。



希少な野性動物ケイマフリ

(3) 植生等保全区域の指定と管理

保護生物の保存に当たり、必要があると認めるときは、保護生物が集団で生存している区域を植生等保全区域として指定します。植生等保全区域に係る土地の所有者は、当該植生等保全区域に生存する保護生物の健全な保存に努めます。



原野を彩るゼンテイカの群生

◎実施状況

- ・県の鳥獣保護区指定による規制、有害鳥獣駆除の許可を行っています。
- ・国の特別天然記念物「カモシカ」
- ・県の天然記念物「寒立馬」
- ・村独自の保護生物指定はありません。

◎問題点等

- ・県のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種(E X・A・B)、準絶滅危惧種(C・D)として、ケイマフリやコシジロウミツバメがあり、その生息地は尻屋崎周辺(弁天島)です。
- 一般人が入り込めないという点では、保護されているものの、ネズミなどの侵入を防止する対策が必要であるとされています。

◎実施状況

- ・国定公園尻屋崎として、南限のシコタンキンボウゲなど一部については植生についても規制を行っています。
- ・村独自の指定場所はありません。

◎問題点等

- ・東通村の特徴でもある湿地には、ノハナショウブ、ゼンテイカなどに見られる湿地植物が豊富にあります。
- ・水田等の耕作放棄により、湿地条件が変化している可能性もあり、調査が必要です。

(4) 駆除生物の指定

良好な自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、良好な生物生態系を著しく損ねるおそれのある動物又は植物(以下「駆除生物」という。)を指定し、その駆除に当たります。



オオハンゴンソウ駆除作業

(5) 眺望地点の指定と整備

東通村らしい風景を眺望できる地点を眺望地点として指定し整備に努めます。



片崎山から望む太平洋・大沼

◎実施状況

- ・村職員によるオオハンゴンソウ駆除を実施しています。
- ・駆除生物としては指定していません。

◎問題点等

- ・オオハンゴンソウ、アメリカオニアザミ、セイヨウタンポポ等、日本在来種を脅かす植物は一樣に生命力が強く、抜本的な駆除は根ごと引き抜くという単純作業となります。
- ・機械掘削等に頼れば土地そのものの生態系を崩すことにもなります。

◎実施状況

- ・村営第二牧場に津軽海峡、野牛沼が見える展望台を整備しています。
- ・片崎山の国有林内を「ふれあいの森」として、山ツツジの保護とあわせ山笹の下刈を実施しています。その結果、太平洋の望める大眺望地点がひらけています。
- ・眺望地点としての指定はありません。

◎問題点等

- ・桑畑山、小田野沢の朝比奈丘陵一帯には、風力発電が林立しています。
- ・桑畑山に至っては、海岸線を一望できる絶景ではあったものの、石灰石の採掘場であること、風力発電があることなどから立ち入ることができません。
- ・片崎山や大森なども風力発電の可能性は否定できず、眺望点としての開発規制が必要な時期に到達しています。

(6) 自然環境保全地域の指定

森林、河川、湖沼及び海岸の区域(これらと一体となって自然環境を形成している区域を含む。)のうち、良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域(以下「保全地域」という。)として指定します。保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。



春の訪れを感じさせるミズバショウの群生



尻屋崎を彩るスカシユリ

◎実施状況

- ・猿ヶ森は県の自然環境保全地域に指定され、ヒバの埋没林などを含んだ区域の開発規制がなされています。
- ・村独自の指定はありません。

◎問題点等

- ・東通村独自の景観を有し、かつ後世に残すべき場所についての候補地として、そのエリアを含めて検討が必要です。

2. 生活環境の保全

(1) 廃棄物の処理

東通村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年東通村条例第19号）に基づき、廃棄物を適正に処理し、生活環境を損ねないように常に配慮します。

(2) 空き缶等の散乱防止

何人も、飲食物を収納していた缶、瓶その他の容器（以下「空き缶等」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他の散乱性の高いごみを、みだりに捨ててはいけません。

容器に収納した飲食物を製造し、又は販売する者は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者に対する啓発並びに空き缶等を回収する容



東通小中学校合同地域クリーン作戦



尻屋崎クリーンキャンペーン前の海岸

◎実施状況

- ・毎年4月を目処に「村内一斉清掃」を実施しています。
- ・漁協、ライオンズクラブ等がボランティアで清掃奉仕活動を実施しています。
- ・小中学校でゴミ拾い活動を実施しています。
- ・大規模なクリーンキャンペーンを実施しています。

◎問題点等

- ・毎年拾ってもゴミがなくなる焦燥感がありますが、拾い続けることが大事であり、継続的にゴミ拾いが可能となるプログラムが必要です。
- ・個人での収集や処理能力に限界があり、支援体制を強化する必要があります。



尻屋崎クリーンキャンペーン後の海岸

（３）空地の適正管理

空地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂した雑草又は投棄された廃棄物により当該空地が良好な生活環境を著しく損なうとき、雑草又は廃棄物の除去、廃棄物の投棄防止措置、その他の必要な措置を講じます。



ゴミを収集したものの、そのまま放置されている

（４）土ぼこりの発生防止

土ぼこりによる生活環境の汚染を防止するため、土地の所有者、占有者又は管理者は、当該土地から土ぼこりを発生させないように努めます。

企業は、土砂、鉱さいその他土ぼこりの発生原因となる物(以下「土砂等」という。)を舗装道路に落とさないよう、車両に付着した土砂等の除去、積載物の飛散又は流出の防止措置その他の必要な措置を講じます。



タイヤに泥が付着したまま走行したもよう

◎実施状況

- ・敷地内放置車両や物品の不法投棄性の確認を行っています。
- ・不法投棄場所の確認と撤去、看板設置を実施しています。

◎問題点等

- ・地域住民の協力と適正管理の基準を設ける必要があります。

◎実施状況

- ・公共工事では土砂流出防止措置・清掃を行っています。
- ・民間事業者についても同様の措置を行っています。

◎問題点等

- ・公道に土砂が流出した場合、完全に撤去しきれない状況が見受けられ、一部地域では慢性化しているところもあります。

(5) 血水流出等の防止

水産物又はその残さを運搬する者は、道路に水産物若しくは残さが落下し、又は血水が流出して発生する悪臭により生活環境を損なわないよう、その落下又は流出の防止について必要な措置を講じます。

(6) 電波障害の防止

工作物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 88 条第 1 項で規定する工作物のうち、当該工作物の高さが 15 メートルを超えるものをいう。以下同じ。)を建築しようとする者は、当該工作物によりテレビ又はラジオの受信に障害を与えるおそれがある場合には、あらかじめ、その影響が予想される地域の受信状況の調査その他の必要な措置を講じます。

工作物の建築によりテレビ又はラジオの受信に障害を生じたとき、当該建築主は、速やかに障害を受けた者と協議して、共同受信設備の設置その他の障害排除に必要な措置を講じます。

(7) 夜間の静穏保持

企業は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において建設工事、その他の営業行為に伴う騒音又は振動をさせないように努めます。

◎実施状況

- ・送電線による電波障害対策を講じています。
- ・風力発電による電波障害対策を講じています。

◎問題点等

- ・工作物設置者がほぼ民間事業者となることから、地域との調整状況や内容の把握が難しい状況です。

（８）花と緑の景観形成

村民及び企業は、その占有する家屋又は事業所の敷地、空き地等（以下「占有敷地」という。）において、良好な景観形成を図るため、花や樹木等の植栽（以下「緑化等」という。）の推進に努めます。

村民及び企業に対し、占有敷地の緑化等に関する協力の要請及び支援をすることができます。

設置又は管理する道路、学校、庁舎その他の公共施設について、村民の良好な生活環境を形成するため、緑化等を推進します。



みんなで力を合わせての植樹



花壇づくりできれいな歩道に

◎実施状況

- ・植樹祭を実施しています。
- ・公共施設建設時に緑化等を考慮しています。
- ・施設周辺及び公園等の緑化に努めています。
- ・村道の草刈を実施しています。
- ・「美しい東通村をつくる会」により、村道石持砂子又線の植栽柵に花木を植栽しています。
- ・小中学校で植栽しています。
- ・部落会で国道、県道沿いに植栽しています。
- ・個人では花壇、庭などの手入れをしています。

◎問題点等

- ・公共的造林事業の皆減により、植樹祭以外に植樹の機会がなく、また、育林や下刈りなどの管理が行き届いていない状況にあります。
- ・民有林造林事業においては、樹種が主にスギであり、資産（用材）としての運用を水源涵養目的に転換するための手立てが必要です。
- ・部落会ごとに取り組みが異なるので、奨励するための施策が必要です。

（９）景観樹木等の指定と管理

良好な景観形成を図るため、必要があると認める地域の樹木又は樹木の集団を景観樹木又は景観樹林(以下「景観樹木等」という。)として指定します。

景観樹木等の所有者は、当該景観樹木等の健全な育成及びその保存に努めます。



東通村天然記念物指定千年桂（鹿橋）

◎実施状況

- ・鹿橋の千年桂を村天然記念物として指定しています。
- ・景観樹木等として特に指定はしていません。

◎問題点等

- ・野牛や上田代のイチイ、目名の銀杏、石持のスギ、小田野沢のシナの木等、景観樹木指定候補があるものの、樹種、樹齢や大きさ等の基準が示されていません。

(10) 景観形成地区の指定

次のいずれかに該当する地区のうち、景観の形成を図る必要がある地区を、景観形成地区として指定します。

- ①役場、その他公共施設の周辺等で、村又は、その地域を代表する地区
- ②歴史的意義を有する建造物又は遺跡などが周辺の環境と一体をなしている地区
- ③集落
- ④指定する道路及びその沿道で一体的に整備をしていく地区
- ⑤その他良好な生活環境の保全を図るため、必要と認める地区



岩屋



向野

◎実施状況

- ・景観形成地区として現在、指定されている地区はありません。

◎問題点等

- ・景観形成地区の指定による具体的な効果や期待するものが見えません。
- ・景観形成地区として、村民が率先して取組みに参加できるような仕掛け・仕組みづくりが必要です。

4. 地球環境の保全

(1) 持続可能な循環型社会の形成

① 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

物を大切に使い、ごみを減らすことに努めます。

使える物は、繰り返し使うことに努めます。

ごみを資源として再び利用することに努めます。

② グリーン購入法の推進

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することに努めます。

③ 環境ISO認証の活用

環境ISO認証とは、企業や団体等の組織が事業活動を行う際に、環境への影響を考慮してどうマネジメントしていくかを示す規格のことであり、これにより、環境問題に取り組む管理体制を持ちます。環境法規制を遵守します。環境目的と目標を達成するための仕組みを運用し、絶え間なく改善を続けていきます。

(2) エネルギーの有効活用

エネルギーの有効活用のため、原子力発電所との共生を図ります。その他、風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギーの活用にも自然環境との調和を図り貢献します。

◎ 実施状況

- ・ごみの減量化については、平成10年度と平成19年度を比較すると約1,100 t（減少率30.3%）減少しています。
- ・資源ごみは、回収率が徐々に増加傾向にあります。

◎ 問題点等

- ・ごみの収集量や資源ごみ回収率等は、原発建設時における昼間流入人口の増減で大幅に変動することから数値にとらわれず、地道に3R運動をすることが必要です。

◎ 実施状況

- ・各メーカーがグリーン対応商品を多数開発流通させているため、意識的ではなくても結果、購入している状況です。

◎ 問題点等

- ・平成20年の再生紙古紙配合率偽装問題により、再生紙利用が滞っているので、普及に向けた取り組みが必要です。

◎ 実施状況

- ・東通村では公共団体として認証を受けていません。

◎ 問題点等

- ・財政的負担により、脱退する公共団体が多いようです。（国際認証機構より）

◎ 実施状況

- ・原子力発電、風力発電が営業運転しています。

◎ 問題点等

- ・日照時間や降雪により太陽光、木材ペレット製造プラントなど普及と設備投資が高まります。

（３）地球温暖化対策

低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

原子力発電所、風力発電などのクリーンエネルギーを推進します。

省エネルギーなライフスタイルを提案し、ＣＯ２の削減に努めます。

電気自動車、ハイブリッド自動車の普及推進に努めます。

◎実施状況

- ・東北電力(株)東通原子力発電所 1 号機は営業運転中、東京電力(株)東通原子力発電所 1 号機は、平成 22 年 1 月着工しました。
- ・風力発電は、現在 72 基あります。
- ・政府のエコカー減税、補助金により、ハイブリットカーの普及が進みました。
- ・公用車導入は現在 1 台です。

◎問題点等

- ・地球規模で考える問題として、個人ができる取り組みには限界があります。集団で行えるような支援、仕組みづくりが必要です。
- ・クリーンなエネルギーに着目しがちですが、生態系や風景に悪影響を及ぼすことを危惧しています。
- ・電気自動車の普及には村内各地に急速充電設備が必要であり、普及と同時に整備が必要です。

（４）生物多様性の保全

村の生物多様性を保全します。生物多様性とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものであり、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性をいいます。自然の開発を避けられない場合などは生物多様性に留意し保全に取り組みます。

◎実施状況

- ・各種開発規制による許認可において、原状回復義務を付記している。
- ・あわび、ホタテ種苗放流などにより資源枯渇対策、ヒラメのサイズ別漁獲調整をしています。
- ・投石事業、漁礁団地造成など、魚の住みやすい環境づくりを行っています。
- ・尻屋研究会でコンブ等磯根資源の調査を行っています。
- ・農業では、低農薬、自然由来の農薬などを使用しています。

◎問題点等

- ・東通村沿岸での大型巻網漁船による操業により、漁業資源の枯渇が危惧されます。
- ・耕作放棄により、里山の風景、生態系の変化が危惧されます。
- ・広葉樹など雑木林の減少により、水源涵養、鳥類などの営巣地、鳥獣のエサ不足が生ずる危険があります。

5. 啓発及び表彰等

(1) 啓発

村民及び事業者の良好な生活環境の保全についての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講じます。

(2) 民間団体等の自発的な活動の促進

村民、事業者又はこれらの者の組織する特定非営利活動法人その他の民間の団体が自発的に行う良好な生活環境の保全に関する活動が促進されるような措置を講じます。

(3) 支援等

実施する活動に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講じます。

(4) 表彰

良好な生活環境の保全に著しく貢献したと認める者を表彰します。景観むらづくりに著しく寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件の所有者、設計者、施工者等を表彰します。



環境啓発セミナー



住民参加型ワークショップ



住民参加型ワークショップ

第4章 住民意識調査

1. アンケート調査

(1) 一般アンケート

平成21年に実施したアンケートです。

回答率は32.1%です。

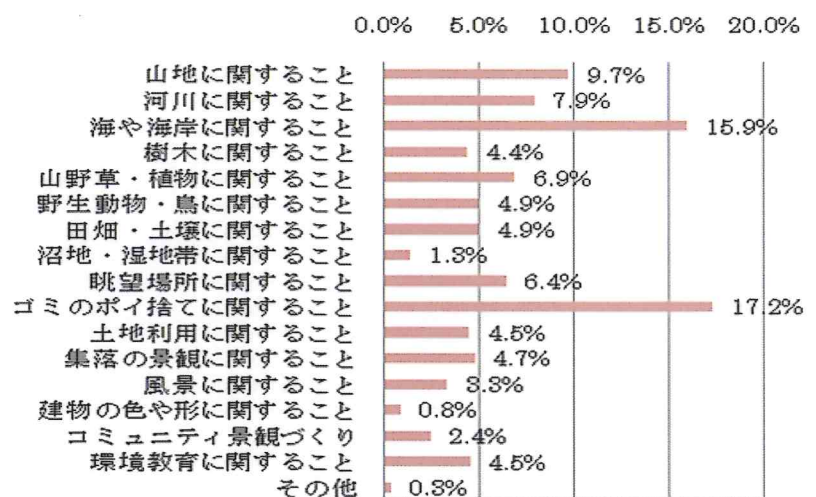
① 関心について

* 環境への関心度 *

- * 非常に関心がある 25%
- * ある程度関心がある 56%
- * どちらでもない 11%
- * あまり関心が無い 5%
- * 全く関心が無い 1%
- * 未回答 2%

ゴミのポイ捨てを身近に感じている方が多く、次いで海と山に囲まれている環境を反映するように、海や海岸、山地や河川といった自然に関心があるようです。

* 関心のある項目 *



② ゴミのポイ捨てについて

* ゴミの不法投棄やポイ捨ての理由 *

- * ゴミを捨てても構わない環境だから 4.4%
- * ゴミの分別や回収日がわからない 2.9%
- * ゴミを分別するのが面倒だから 13.3%
- * ゴミを処分するのにお金がかかるから 15.7%
- * 周りに迷惑をかけるとは思わないから 18.4%
- * 誰かが片付けてくれると思うから 15.8%
- * 誰が捨てたかわからないから 27.4%
- * その他 2.0%

ゴミの不法投棄やポイ捨ては、「誰も見ていない」「迷惑がかからない」といった感覚からだと思われます。

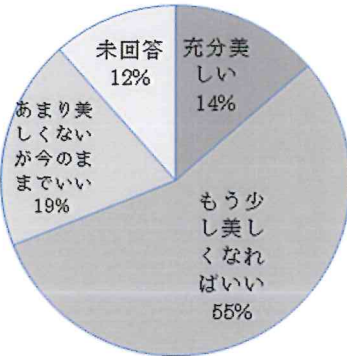
法律的に、ポイ捨て行為は軽犯罪法が適用されることから、犯罪行為防止策として取り組んでいかなければなりません。

* ゴミの不法投棄やポイ捨てをなくす方法 *

- * 道路沿いの雑草をなくし花を植栽する 25.1%
- * 監視員が巡回する 12.5%
- * 看板を設置する 15.2%
- * 子どもの頃から教育する 29.5%
- * ボランティアによる呼びかけ 15.6%
- * その他 2.2%

③景観について

※集落景観について※



※住宅地の景観について※

- *色形の違う住宅は個性的で良い・・・15.8%
- *統一された住宅が並ぶときれい・・・16.8%
- *花を植栽している住宅はきれいだ・・・36.7%
- *垣根がある住宅が並ぶと情緒を感じる・・・24.4%
- *特に何も思わない・・・5.5%
- *その他・・・0.9%

※景観づくりについて※

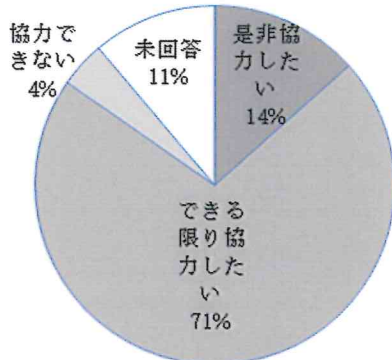
- *花樹木等の栽培に協力したい・・・43.1%
- *花樹木等の栽培に協力したくない・・・7.9%
- *ある程度の住宅基準を設け共感を持たせる・・・20.2%
- *住宅基準を設けても共感を得られない・・・25.4%
- *その他・・・3.4%

集落環境は、もう少し美しくなればいいと思っている方が過半数を超えております。

住宅の形状等は統一感と個性的の意見が拮抗しているものの、花壇・垣根がある住宅については、共感を得ているようです。

③ボランティア等について

※協力意識について※



※ボランティア活動について※

- *植樹祭に参加したことがある・・・18.7%
- *地区のゴミ拾いや植栽に参加している・・・51.4%
- *ボランティアにあまり参加したくない・・・6.1%
- *地区の活動以外にも参加したい・・・17.9%
- *個人的に環境に取り組んでいる・・・5.9%

環境について、ボランティアでの協力をしたいと思う方が、85%と非常に高くなっています。

人足（相互協力）という東通村の文化が息づいているものと思われます。

④保全・眺望・後世に残したい場所や風景

(自然環境)

- ・尻屋崎、物見崎
- ・猿ヶ森砂丘、砂浜
- ・海、海岸、磯
- ・河川、水棲生物（ホタル、川カニ、魚類）
- ・水芭蕉、野花菖蒲、ニッコウキスゲ
- ・高山植物、ツツジ、山野草
- ・山菜、キノコ
- ・寒立馬
- ・野牛沼、加藤沢沼
- ・鳥獣（渡り鳥、熊、カモシカ、猛禽類など）

(眺望地点)

- ・尻屋崎、灯台
- ・物見崎、灯台
- ・桑畑山
- ・片崎山
- ・蒲野沢大台
- ・小田野沢そで山
- ・砂丘（砂浜含む）
- ・牧場
- ・海、海岸

(懐かしさや後世に残したい場所)

- ・物見崎、白糖灯台の裏の岩礁
- ・尻屋灯台と寒立馬
- ・旧校舎
- ・田園風景
- ・神社、お寺
- ・埋没林
- ・いさり火
- ・老木（ケヤキ、銀杏、スギ）
- ・砂丘、鳴き砂
- ・湖沼群
- ・遠足で行った山（わん台、大台、桑畑山）

(2) 小中学生アンケート

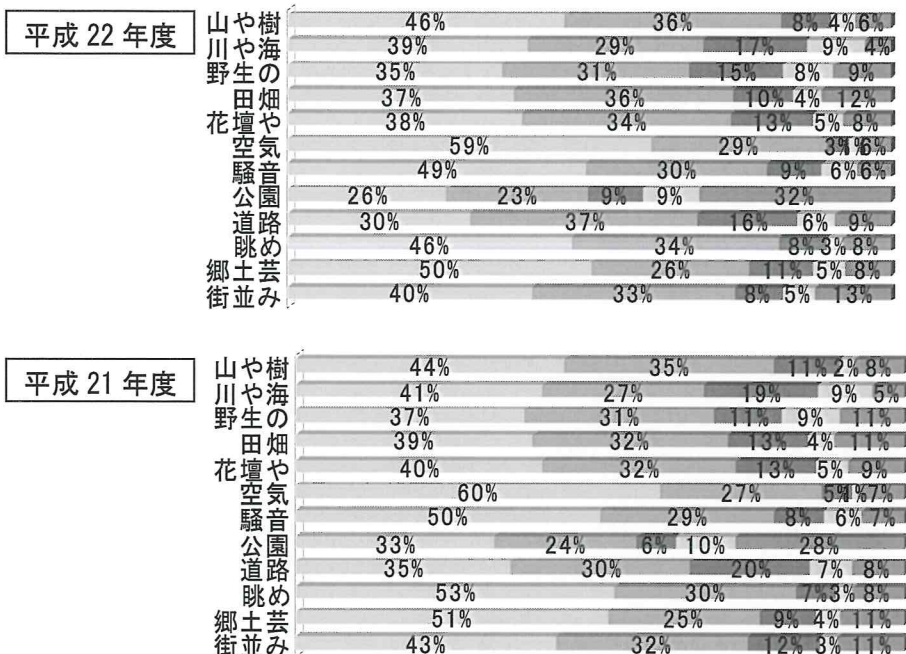
平成21・22年に実施したアンケートです。

①周辺の環境の満足度

公園に若干の不満を抱いているようですが、他の項目については、ほぼ半数以上満足しているようです。

周辺の環境の満足度

■ 満足 ■ やや満足 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない

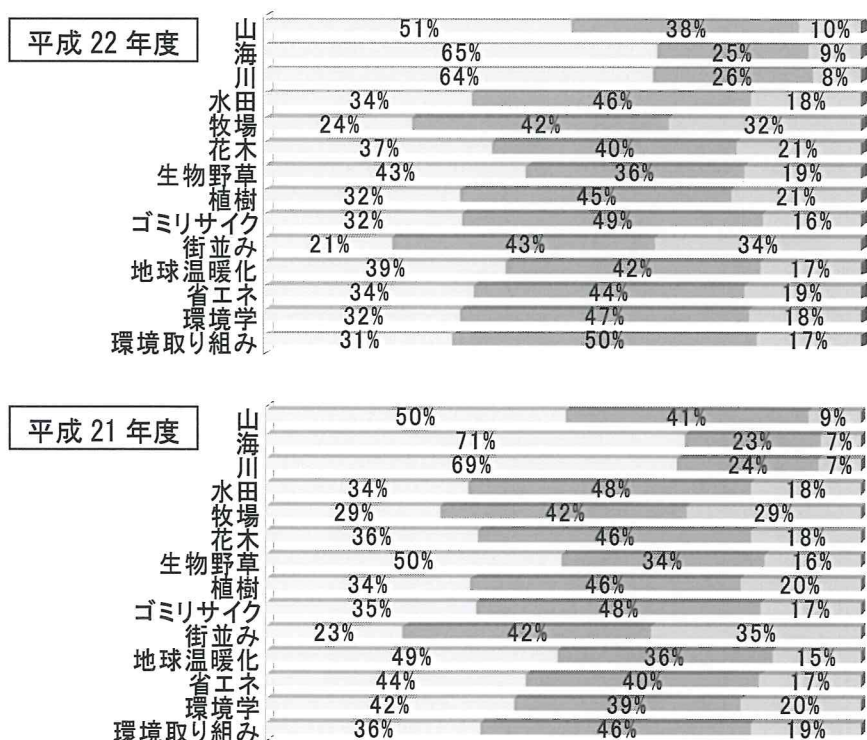


②環境に興味・関心あること

関心は山と海、川となっています。東通村の豊かな自然に対し、関心があるようです。

環境に関する興味・関心のあること

■ 関心あり ■ 少しあり ■ 関心なし



2. ワークショップ

(1) 村の風景の良いところ悪いところ

○村の良い風景とは

- ・ただ綺麗なだけでなく、ほっとする風景
- ・道路わきの水芭蕉
- ・いさり火
- ・物見崎から見る村の風景
- ・役場周辺の近代的な感じ。
- ・牧畜の風景。
- ・祭りの風景。
- ・木造の小学校。
- ・田んぼのある風景。
- ・尻屋崎と寒立馬。
- ・馬、牛のいる風景
- ・緑が多い。
- ・電線の地中化（ひとみの里）。
- ・道路沿いの花。
- ・海、夕日の見える風景（岩屋の夕日はキレイ）。
- ・尻労の砂丘。

○村の悪い風景とは

- ・物見崎の黒松が大きくなって岩肌が見えなくなった。ツツジが盗掘された。
- ・道路脇のゴミ。
- ・白糠の家並みは綺麗とは言えない。
- ・廃校、廃屋
- ・原発の鉄塔。
- ・伐採された後のハゲ山。
- ・尻屋崎、国道、県道のゴミ。
- ・学校の形に調和がとれていない違和感。
- ・雑草（空地、グラウンド、道路）
- ・海岸（発泡スチロール、漁師たちのゴミ）。

○どうすれば良い風景を残せるか

- ・物見崎に観光客が来やすいように都合のいいように整備されすぎてはいけない。
- ・子どもが村に帰ってくるように子どもの頃から村への誇りをうえつける（まつり、行事、環境、経済を良くする）。
- ・電力で村の良いところ発見してPRしてくれている。一緒に力をあわせよう。

- ・後継者の育成。
- ・ホームページの活性化。
- ・宣伝、アピールしながら保護。
- ・廃校は映画のロケ地などに有効活用する。
- ・農業、漁業体験で産業アピールする。
- ・農畜産・漁業の継続と発展。

○どうすれば良い風景になるか。

- ・種を配って道路、集落に花を植える。
- ・漁業を盛んにする。
- ・海をコンクリートで固めない（海産物が採れるように）。
- ・道路を使ってウォーキングイベントを開催。
- ・荒地をなくしてゴミを減らす。
- ・人口を増やして空地の利用を活性化する。
- ・ゴミを棄てないよう呼びかける。
- ・各地区のゴミ拾いを活動活性化。
- ・廃校舎の利用（リサーチ、ネットなどで公募）
- ・集落ごとの景観コンテスト。ガーデニングなど。



（２）村の自然の保守と活用

○村はどんな自然環境にありますか

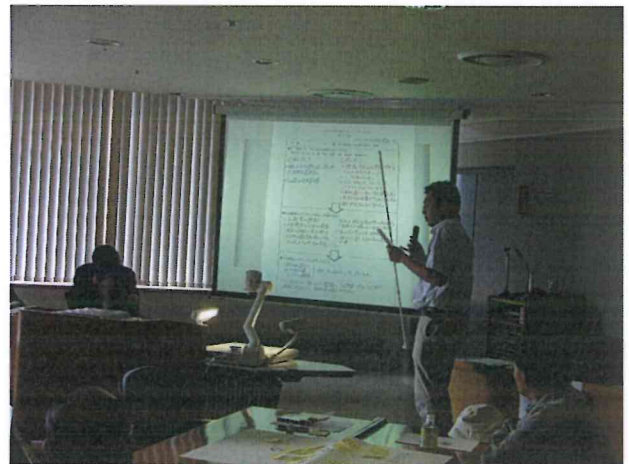
- ・小田野沢の袖山から陸奥湾、太平洋が望める。
- ・野牛の片崎山も同様。
- ・絶滅寸前の山野草がある（ノハナショウブ、エビネ、シュンラン）。
- ・山野草が少なくなった。
- ・川に生物がいなくなった（ウナギ、エビ、カジカ）
- ・海まで通っていない川が多くなった。（沼地で終わる、ダムによる寸断）
- ・老部川の水量が少なくなった。
- ・老部川に鮎が遡上しなくなった。
- ・太平洋岸の砂丘と湖沼群。
- ・寺社周辺の風景。
- ・水芭蕉の風景。
- ・ゴミが道路に多すぎる。
- ・集落内の川の景観が整備されていない。
- ・どこに行ってもスギの人工林。
- ・村の木（イチイ）が少ない。
- ・風車と鉄塔が景観を壊している。
- ・昔あったもの・・・川には、イトウ、サンショウウオ、ヤツメウナギ、カニ、イワナ、カワセミ、サケ、山菜、アイヌネギ、センフリ、ボウフウ、海産物、コンブ、動物、カッコウ、ウグイス、キツネ、農作物、アワ、ヒエ

○どうやって保全・保護するのか

- ・山野草の植樹。
- ・小田野沢の２河川の整備。
- ・道路の両側に花を植える。
- ・山林の間伐を推奨する。
- ・川のダムをなくす、又は魚道を作る。
- ・木の切り出しを昔のように冬に行なう（夏場にやることにより山が壊れる）
- ・海、川に通じるため山の整備が必要（昔の山にするには３００年かかる。）
- ・太平洋砂丘、湖沼、水芭蕉群、寺社等とネットワーク化した観光開発（自然公園）
- ・水源涵養し、年間を通じて人々のレクリエーションの場ともなっている広葉樹林を村で借り上げる。
- ・補助金を出してスギ林を広葉樹林に移行する。
- ・定期的にゴミを回収。ゴミの啓蒙活動。
- ・地域のことは地域でやる。
- ・行政とタイアップする。

○どのように活用できるのか

- ・海では海草、野では山菜、山では山野草とＰＲし、村のイメージアップをする。
- ・トントウビレッジをもっと整備（泊原発のプール）し、観光客を受け入れ、山野草を植栽し、保護とＰＲによる村のイメージアップを図る。
- ・自然公園として活用する。
- ・村で借り上げた山林をレクリエーションの場として広く開放する。
- ・スギ林の広葉樹化で海を豊かにする。
- ・活用できる段階ではなく、問題点を抽出し、対策を講じる。



（３）村の理想の景観とは

○現在（昔）はどんな景観ですか

- ・茅葺屋根。
- ・鉄塔、電柱、送電線。
- ・ゴミ拾いに費用がかかる。
- ・道路にゴミが多い。
- ・浚渫した砂山。
- ・牧場の風景（開放的ではない）。
- ・資質の高い自然景観。
- ・屋根、壁の色。
- ・使われていない旧校舎。
- ・Ｂ級グルメの風景。
- ・花を植えている家が多い。
- ・道路に歩道がない。
- ・看板（集落名、施設）が不統一。
- ・海－砂浜がなくなった。海、砂浜がきたない。
- ・山－手入れがなされていない。風車が目立ってきた。送電線による鉄塔が増えて目立つ。
- ・動植物－ホテルが見られない。タヌキ、キツネ、ウサギが車に轢かれて死んでいるのが多く見られる。スズメバチの巣が増えた。川のエビ、魚、カニが少なくなった。
- ・道路－道路が増え整備されている。カーブが多い。立ち入り禁止柵が多い。
- ・建物－古い建物と新しい建物の差が大きい。デザインがまばらになっている。
- ・集落－茅葺屋根がなくなった。若い人がいない。廃校がそのままになっている。下水道が整備されてきた。

○理想の景観とはどういうものなのか

- ・景観にマッチした色合い
- ・歴史ドラマを感じる景観。
- ・癒しの景観。
- ・Ｂ級景観１００選。
- ・ヤマセの逆利用。
- ・人との関わりを感じる景観。
- ・景観発信基地をつくる。
- ・部落内に歩道を作ってほしい。
- ・統一した看板にしてほしい。
- ・村全体、各集落で花の整備コンクールなどで取り組んでほしい
- ・廃屋、廃校舎をうまく活用できるようにしてほしい。
- ・安全柵や橋等周囲に合わせてほしい。

- ・海－水も砂浜もきれいに。ゴミをなくする。海水の浸食を防ぐ。
- ・山－自然林（広葉樹）の多いほうが良い。ゴミの少ない山。送電線、鉄塔が目立たないように。
- ・動植物－ホテルが生きられる環境を。オオハンゴンソウの駆除
- ・道路－カーブをなくする。広くする。歩道を整備する。
- ・建物－デザインを統一する。
- ・集落－子どもや老人が遊んでいる景観。各集落でゴミ拾いなどする。廃校を活用する。

（４）集落環境の今と未来

○現在、集落の生活環境はどうですか

- ・公衆用トイレがない。
- ・生活必需品を揃えるのが大変。
- ・統合によって学校が廃校となっている。
- ・年寄りが多くなっている。
- ・若者がいなくなっている。
- ・春先の堆肥の臭いが臭い。
- ・桑原、砂子又地区は上下水道が通って便利。
- ・休耕地が放置されたまま。
- ・沿道の草刈とかはマメにやっている。
- ・地区に小学校、中学校がなくなって寂れてきた。
- ・年寄りが暮らしにくい。（店がない、交通が不便、バス賃高いが交通量は少ない、子ども達に頼むしかない。今の年寄り施設に入りたがらない。）
- ・子ども達の生活環境の悪さ（インターネット、携帯電話の電波がない、遊ぶところが整備されていない）。
- ・尻屋崎の観光地の利用状況の問題（もったいない環境となっている。）
- ・自給自足の生活ができていない。（漁師は良いが農業は昔のやり方の伝達がきちんとできていない。）
- ・畑のハウス等が汚い（見た目が悪い。）

○このままだと未来はどんな生活環境になっているのか

- ・若者が都会に流れてしまい、ますます高齢化が進む。
- ・観光客が減ってしまう。
- ・老朽化が進み大変危険。
- ・子どもが少なくなって、ねぶた運行（子ども会）が困難。
- ・下水道整備すれば生活費の負担が大きくなる。
- ・集落内の横のつながり、まとまりがなくなる。
- ・田園風景が台無し。
- ・集落内で知らない人が増えてくる。
- ・スギの間伐材振興がかなり弱くなっている。
- ・人足ができなくなる。
- ・若者が流出する（村に人がいなくなる。）
- ・仕事がない。
- ・住みたいと思う人がいなくなる。

○どんな未来に向けて今どうするべきか

- ・今ある商店の人達が集まって一つのスーパーを作る。
- ・観光客が利用しやすい環境作り。
- ・集会施設が避難場所にもなっているので維持管理が必要。
- ・雇用の場を創って若者を増やす。
- ・農業、林業等一次産業の振興
- ・産直施設の整備。
- ・生活をしていける働く場所の整備（特に農地の整備）
- ・セメント工場とか日鉄等に頼らない（これからは原発でも働けるよう教育）
- ・人が集まる観光作り（尻屋の有効な活用、店トイレ等を整備）
- ・東通の特産物が牛がメインなので、もっと農作物にも（そば等）付加価値。
- ・親子で住める環境作りのため、仕事ができる環境を。
- ・漁・農を発展させるためにも消費してくれる場の整備（観光地）
- ・ハウス等、汚い所は個人でどうしようもできなくなってしまったところなので、団手で手伝ってきれいにしていく（消防団、青年団等）
- ・仕事・農業・漁業 → 観光地で売る

第5章 プランの目標

1. プランの目標

東通村総合環境プランにおいて、その実現性について、村民、行政、企業、滞在者等の意識の統一が最重要と考えております。

空気、水、食べ物、その全てが生態系サービスの恩恵であるということ、異常気象を始めとする地球温暖化の一因を意識すること、この豊かな自然を守ることが東通村を、地球を守ることになることを一人ひとりが考え、常に環境に関心を持ち、それぞれの家庭や集落、河川や森、海岸、産業経済などで特色を活かし、東通村の多様性に対応していくことで、結果、東通村の美しい景観が保たれていきます。

この行動意識こそ「東通イニシアティブ」です。

また、東通村は、生物多様性に富み、自然の潜在能力は高く、これをさらに昇華させていくことにより地球環境にも優しい村づくりが進められ、地域への誇りと自信をもつことともなります。

自然と共生し、美しい故郷を作ろうという東通人の思いが込められた景観・風景となることで、それを見た人が、「東通人の感性や気持ち、そしてその姿が目に見え・・・・」環境とすることを目標とします。

【 総合環境プランのスローガン 】

ひがしどおりの多様性をみんなへ・地球へ
未来へつなぐ環境「東通イニシアティブ」

2. プランの手法

各種計画、許認可においての判断基準として、開発などによる森林伐採、構造物建設等、その必要性について各法令等に基づき適正な判断を下すこととあわせ、以下のリスク管理についても考慮・検討するものとします。

－ 環境リスク3項目 －

1. ランドスケープリスク（景観性）

風景・色彩・形体・歴史・視認性

2. カーボンリスク（温室効果ガス排出）

省エネ・低炭素・グリーン商品

3. 生物多様性リスク（生物多様性戦略）

生態系への影響・破壊・共生

リスク管理の判定としては、以下のとおり。

－ 環境基準4項目 －

1. 回 避

開発を許可しない。

開発に同意しない。

2. 低 減

手法・工法を変える。

または場所を変える。

3. 復 元

終了後の原状回復義務を負わせる。

復元のための担保を設定させる。

4. 相 殺（オフセット）

代替地を選定し、原状移設をさせる。

第3者機関への条件取引を行う。

※ 省エネルギー関連等（原子力・風力・水力）については、クリーンエネルギーに目が行きがちですが、景観や生態系に少なからず影響を与えていると共にサプライチェーン（原料から生産までの過程）での総排出量も勘案し、その必要性、妥当性について判断することが重要です。

第6章 目標実現に向けて

目標実現に向けて、村民・企業・行政・滞在者等が共通の認識を持つことが重要であることから、東通村の環境施策における基本的事項と環境デザイン（意匠）としての具体的施策について次のように示します。

本章では各種デザインとして、環境の目指す方向、規制の有無の必要性について列举し、東通村環境プロモーションに照らし合わせ、随時修正や検証を加えていき、それぞれの施策をうまく組み合わせバランス良く進められることによって良好で良質な環境・景観が構築されていきます。



1. 持続可能な生態系と自然環境の保全

自然豊かな東通村は、地球温暖化効果ガス抑制、生物多様性という世界条約の中でも、野生生物や森林資源といった「自然資源」を有しています。

人類の生存を脅かしかねない気候変動や生態系サービスなど、大きなパラダイムシフト（価値観の劇的変化）が起き、もはや自然は無料（ただ）ではない状況となっています。

「自然資本経済」として保全し、活用していきます。

2. 潤いのある良好な生活環境の保全

東通村民歌「緑の丘、青い林、丘を越え、林を縫って、道は続く太平洋へ、山麗しく、水も清らに天然資源をみ祖に受けつぎ・・・」わがふるさとをもう一度考えてみます。

「わがふるさと」心の潤いを求めます。

3. 感性を揺り動かす美しい景観の形成

景観を創りあげる、又は壊しているケースとして、色や形などの視覚的なもの以外にも経済性、地域性、財産権、時間的制限等が相互に関連しており、その関係性についても十分な配慮が必要です。

理解し、共感しあえる「魅せる」むらづくりを勧めます。

4. 環境立村「東通イニシアティヴ」の推進

東通イニシアティヴ（率先して行うこと、首唱）は、普及・啓発だけではなく、村民・企業・行政・滞在者等が自ら環境への取り組みを進めることです。

「環境ひがしどおり21」を目指します。

1. 持続可能な生態系と自然環境の保全

(1) 山林保全デザイン

水源涵養など森林が持つ多面的な機能を保全するため、さらには動植物を育むための山林づくりをします。

現在の山林を大切に管理し、計画的な伐採と植樹のリサイクル、さらにはより豊かな緑の山林をつくります。

また二酸化炭素吸収源として、脚光をあびている森林資源を活用した新規産業の創出や林業所得向上策を図ります。

○山林の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○植樹祭の実施、植樹活動への支援と協力を図ります。



平成22年度の植樹祭の様子
(尻労 巢本地区)

○間伐や手入れについて調査し、技術的指導や講習会を実施します。



松林の中。適度な日当たりと下に敷き詰められた松の葉が景観的にも素晴らしい。

○伐採跡地を調査し、山林としての再生を促すとともに広葉樹を植栽することを推奨します。



用材として伐採後、放置されている。又は、再植林の計画の見通しがない場所を調査し、用材として、若しくは二酸化炭素吸収材としての植林を推進する。

(2) 広葉樹植林推進デザイン

東通村は民有林（うち人工林）が多く、資産保有や用材としての植林が行われてきましたが、近年の木材価格低迷により、場所によっては切り出しや、管理（間伐や下刈）が滞っている状態にあります。

また、伐期に達した山林は、経済的背景などにより、伐採後の植林などが不透明であり、そのまま放置された山林（禿山）になるか補助金など優遇されている杉山に変換されていきます。

そこでは、広葉樹林（ナラ・コナラ・ブナ・モミジ等）を植林の対象とした「水源涵養、土壌の安定化、河川への栄養源の供給」と「紅葉による四季の楽しみ」そして「CO₂排出量取引」を組み合わせた、「東通村版のカーボンオフセット」を進めます。

また、企業と個人を結びつけるコーディネーターが必要となりますが、NPO法人などで実施することが理想です。

【期待される効果】

環境の経済・産業化

+

環境保全事業に直結

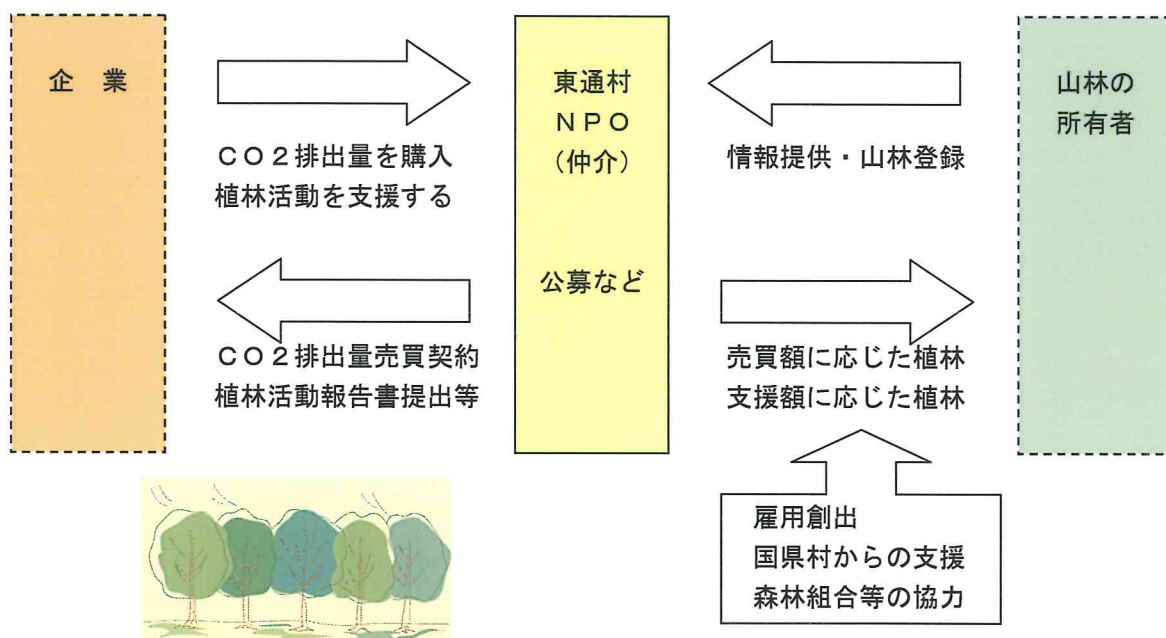
+

村のイメージアップ

+

企業の訪問・交流等

(例 示)



【企業の思惑 CSR】

- カーボンリスクマネジメント実施でCO₂排出規制企業に選定され、対策が必要。
- 環境ISO未取得により企業イメージが下落している。
- 環境貢献度を上げたい。

【山林所有者の実情】

- 山林を所有しているが、伐採したもの、植林する予定がない。
- 資産にならないので、植林する気はまったくない。
- 植林する経費が出せない。
- 高齢で山の管理ができない。

(3) 河川保全デザイン

山と海をつなぐ川をできるだけ自然のまま保全し、川に生息する生物の棲み良い環境づくりを行います。



老部川の上流部

○河川の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○河川の水量や水質、水棲生物を調査しデータとして活用します。



(水環境の変化でホタルが復活)



(住民参加型の水棲調査)

○生活雑貨物等が多く廃棄されている河川のゴミの撤去を行います。



(道路の側溝からも最終的に河川にゴミが堆積する。)

○洪水対策等により整備された河川護岸、特に三面張コンクリートは、魚道等水棲生物に配慮した構造への転換、改善を図ります。

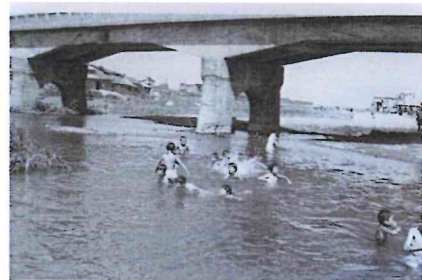


(田名部川の魚道)



(ダムだと川が寸断される)

○子どもや家族連れが親しみを持てる親水環境を整えます。



(昭和33年頃の老部川 川遊び)



(昭和50年頃の老部川 川への遠足)

(4) 海・海岸保全デザイン

豊かな魚介類を育むため、きれいな海を保全します。地球環境の変化による海岸浸食等から海岸（砂浜）を守ります。

○海・海岸の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○漁港を基点として、沿岸水域の水温や水質等を調査します。温暖化の影響、磯焼けのデータとして活用します。



(海洋調査の状況)



(きれいな砂浜が続く尻労浜)

○流木、魚網、生活雑貨等の大規模クリーンキャンペーン、有害漂着ゴミを回収し海岸を美化します。



漂着ゴミ、外国製の有害ポリタンクが漂着することもある

○海岸の浸食を調査し、具体的な防護対策を検討します。



波によって削られ、断崖となっている海岸沿い（稲崎～大利浜）

○ハマナスやハマボウフウ等の乱獲を防ぐため、海岸生物等を保護し、若しくは増殖を目的とした研究を行います。



ハマボウフウの採取風景。
村外からの採取と思われます。



ハマナスの大群生が広がっている老部海岸。

（５）沼・湿地及び湧水保全デザイン

沼・湿地及び湧水を大切に保全し、そこに植生する山野草とともに村の特徴ある場所として、広報活動に努め、人々が親しめるよう取り組みます。

○沼・湿地及び湧水の良好な自然環境の保全を図る上で特に重要な区域を自然環境保全地域として指定します。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。

○湿地植物の保全、鳥類の越冬地としての機能を維持します。



コクガンの飛来地としてラムサール条約潜在候補地の下北半島沿岸北部（幾部浜から木野部）

○湖畔、湖沼を活用したレジャーやスポーツ等の新規開拓をします。



大沼
内水面漁業が行われている。
その他、左京沼や荒沼など沼は沢山ある。



二枚橋ため池
沼や湿地だけではなく、ため池も数箇所ある

（６）野牛沼復活デザイン

昔懐かしい心の故郷の原風景として、現在は、水量がなく、干潟状態となっている野牛沼を約60年前の姿に復活するべく取り組みます。

小規模ながら、淡水と海水が混ざりあう汽水湖（北海道のサロマ湖、県内では十三湖、鷹架沼）として、地形学上貴重な存在であり、野牛川については、サケの遡上、沼内にはウグイ、ヌマガレイ、ウナギ、ヤツメウナギ等が生息していた。

また、馬や牛の水飲み場として、水辺の空間を醸し出していたことが写真からでも伺えます。



昭和25年頃
東通村史から



現在の野牛沼
すっかり干上がっている。

①原因の解明

沼としての機能を喪失した経緯と原因を解明するため、聞き取りや文献などを調査します。

②浚渫

沼の浚渫に係る関係諸団体との調整を図り、環境アセスメントや洪水・土砂災害などにも留意した浚渫実行計画を策定します。

③活用

汽水湖（沼）としての機能を活用した、新産業（シジミ養殖）、サケの築場、カヌー・カヤック等のスポーツ等の活用を模索する。

昔の原風景に復元した事例として「景観復元先進事例」を目指します。

従来の生産性を求めた費用対効果を期待するものではなく、浚渫し昔の姿が復元された景観自体が心の財産（資本）としての効果をもたらします。

(7) 持続可能な生態系・生物多様性デザイン

東通村の自然生態系を維持する生物多様性を大事にします。

○東通村に生息する動植物を調査・把握します。

○希少な動植物と認められたときは、盗掘・伐採・捕獲等されないように保護します。しかし、希少な動植物が生息する土地の開発が避けられない場合は、その動植物を保護可能な場所に移動もしくは移植します。

【希少生物の周知について】

東通村は青森県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種Ⅰ類に指定されている植物など意外とその価値が知られていない希少生物の宝庫であったりします。

現在、東通村小中学校で「東通科」などの授業で、紹介されるなどしているものの、従前の小中学校では知る機会がなく、その存在価値を知らないで過ごしていると思われます。

希少生物の保護という観点からも、もっと周知する機会を増やします。

【植 物】

・ムラサキ	ムラサキ科
・ムシャリンドウ	シソ科
・エゾナミキソウ	シソ科
・アツモリソウ	ラン科
・クシロチドリ	ラン科
・シコタンキンポウゲ	キンポウゲ科
・イワカラムツ	キンポウゲ科
・ベニバナヤマシャクヤク	ボタン科
・エゾシモツケ	バラ科

【動 物】

Ⅰ類はないものの、Ⅱ類として、尻屋のケイマフリ、コシジロウツバメ、コテングコウモリなどがあります。



ムラサキ



ムシャリンドウ



アツモリソウ



エゾシモツケ

○希少な動植物が生息する土地の所有者には、その動植物の健全な保存に努めるよう指導します。

○東通村古来の植生を維持するため、外来種の動植物の繁殖を防ぎ、駆除します。

【オオハンゴンソウ大規模駆除事業】

特定外来生物であるオオハンゴンソウは、その増殖能力、生命力は最強であり、日本全国、東通村でも特に蒲野沢から大和、田屋から砂子又にかけて勢力を誇っています。

下北半島国定公園尻屋崎は、貴重な生物の宝庫であり、水際の最低限の対策は必要であると思われます。

オオハンゴンソウは、種子のほか根茎からも増殖するので、今のところ、根を引っっこ抜くしか手段が無い場合、大規模に行う場合は、土から根ごと伐根する手法が有力である。

また、外来生物の周知と駆除、持ち込みを禁止することを周知します。



(7月から8月にかけて、大群落をなすオオハンゴンソウ)

○良好な生物生態系を著しく損ねるおそれのある動物又は植物を駆除生物として指定します。

○良好な自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、村内に生息する動物及び生育する植物のうち特に貴重な動植物を保護動物又は保護植物として指定します。

○保護生物の保存に当たり、必要があると認めるときは、保護生物が集団で生存している区域を植生等保全区域として指定します。

(東通村の鳥獣保護区)

- ・猿ヶ森鳥獣保護区 森林鳥獣生息地
- ・大利鳥獣保護区 森林鳥獣生息地
- ・桑畑山鳥獣保護区

(東通村の自然公園)

- ・下北半島国定公園 尻屋崎

(東通村の県自然環境保全地域)

- ・猿ヶ森

2. 潤いのある良好な生活環境の保全

(1) 懐かしの風景保全デザイン

懐かしの風景とは、田畑、牧場、漁場など村の産業と関わりを持つ風景であり、その風景を保全する必要があります。



○村民思い出の風景の保全

【準開発規制地区の指定】

東通村自然環境保全条例及び東通村生活環境保全条例に基づく、「植生等保全地域」「自然環境保全地域」「眺望地点」の規定に準ずるべき地点について、以下のとおり定めます。

また、現段階では、開発行為等を規制するまでは至ってはおりませんが、環境プロモーションにより、その対策を講じなければならない場合は速やかに対応していくこととします。

また、東通村とはこういうところだという心の故郷は、小さい頃の遠足などの思い出に見られるように、自然と共にあるように感じられます。

《東通村らしさを感じる場所》

・ 尻屋崎

下北半島国定公園尻屋崎 村最大の観光地でもあり、灯台と寒立馬

・ 桑畑山

東通村最高峰、日鉄鉱業の採掘場あり、野生のヤマツツジ、風力発電施設地帯

・ 片崎山

眼下に見える大沼、猿ヶ森砂丘、野生のヤマツツジ、イチイ

・ 大森（大台）

太平洋、津軽海峡を遠くに望める、桑畑山や片崎山のように通行制限はない。

・ 物見崎

六ヶ所寄りのリアス式海岸、荒波、灯台



・ 海・海岸

大利浜～尻屋崎、尻屋崎～白糠海岸（原発サイト・下北試験場は除く）

津軽海峡、太平洋の海岸線 65 km



(※ H21 年実施 村民アンケートより)

【元通りしたいと思う場所の復元】

復元したいと思う場所として、野牛沼（別デザイン）、片崎山や物見崎のツツジ（盗掘）などがあります。

片崎山のツツジは、より盗掘防止活動の活性化、増殖作業を行なうため、関係諸団体との協議を、物見崎はツツジの植栽を行い昔の姿を取り戻すべく、関係省庁や隣接村等と協議していかなければならないです。

なお、物見崎は六ヶ所村との境界にあり、また所有者も国であるため、広域的な取り組みが必要です。



○休耕地の現状を調査し、再活用します。

【耕作地貸し出しサービス】

耕作放棄地（田・畑）の登録を募り、自家消費者向けに非就業農業者貸し出しサービスを行います。

人力・小型農業機械で畑地の再生が困難な場合は、大規模営農組織や建設業者による再農地化することも検討します。

また、登録農業者に農作物の指導・助言をしてもらい、農業未経験者なども参加しやすい環境を整えます。



（左上）草地転用後、
放棄されるパターン。
体験型農業や集団営
農で農地復元を図る。

【無採草放牧地再利用】

牧場としての機能を終了した場合、原状回復であらう「山林」に戻します。この際、水源涵養のため、広葉樹林地とします。

また、片崎山、大森に見られる山頂の牧草地は、景観的にも眺望地点として価値が高いため、周囲との関係性を保ちながらも眺望地点として整備活用していきます。



（片崎山から見る大沼）



（大森から見る太平洋、木
が茂り見えにくくなった）

○里山保護のため、土地の有効活用に努めます。

○地産池消の推進に取り組みます。

【ネット販売サービスの促進】

相対取引の水産物、農協取引の農作物以外の自家流通物をインターネットにより販売するサービスを展開します。

村内の光ファイバを活用したＩＰ告知システムでの村内双方向通信はもとより、パソコンを利用した消費拡大事業を展開します。



（平成２２年度導入したＩＰ告知端末）

【産地直接販売施設との連携】

地産地消の拠点施設として、産地直接販売施設は欠かせない存在です。

農水産物の販売流通はもちろんのこと、村民の憩いの場所としての機能も兼ね備えており、診療所・保健福祉センター・学校に近接していることなどから、幅広い年齢層の村民参画が可能であり、活発な地域間・世代間交流が期待できます。

○利活用できる廃校等を選定し、コミュニティづくり、自然体験、地産池消などをテーマに活用します。



（写真：旧大利小学校）

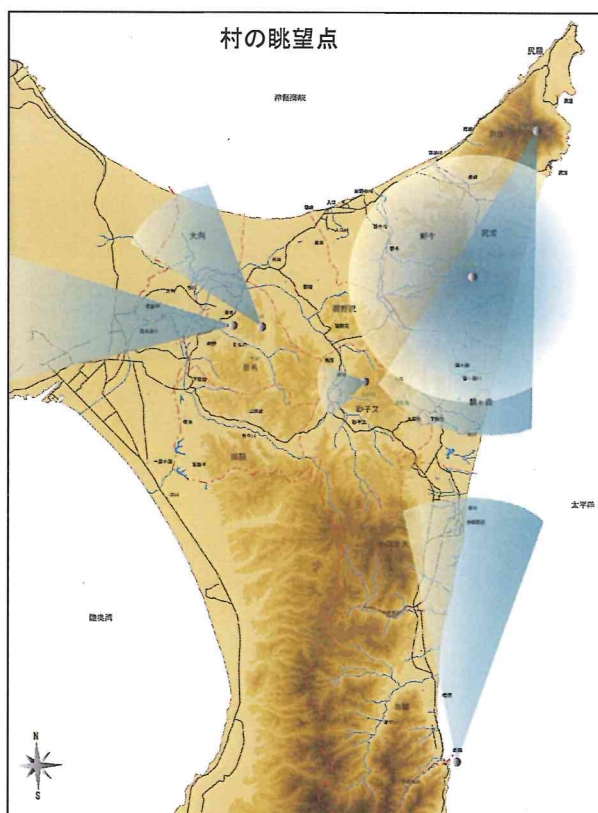
(2) 眺望地点デザイン

東通村らしい風景を眺望できる地点を眺望地点として指定し、楽しむことができるよう整備します。

○東通村の壮大な自然を眺望できる地点を調査、指定し、保全します。

○東通村の壮大な自然を眺望できる場所を環境と自然との共生を図りながら整えます。

○保全地域における無秩序な開発を規制し、良好な自然環境の保全に努める地域を開発規制区域として指定します。



(村民が保全したい場所、眺望できる場所)

- ・ 尻屋崎 (灯台)、物見崎 (灯台)
- ・ 桑畑山、片崎山、そで山、大台 (大森)
- ・ 林道目名砂子又線
- ・ 野牛沼、加藤沢沼
- ・ 海岸、磯
- ・ 砂丘、鳴き砂
- ・ 川、水棲生物
- ・ 牧場、牧草地帯
- ・ 山ツツジ、野花菖蒲、山野草地帯
- ・ 寒立馬
- ・ 神社、寺
- ・ いさり火が見える場所



(桑畑山頂上から津軽海峡側を撮影)



(桑畑山頂上から太平洋側を撮影)

《昔ながらの風景を守るために》

村で最も高い桑畑山などでは、既に風力発電の立地が進んでおり、太平洋・陸奥湾を一望でき、かつ自然の山ツツジや山野草を堪能できる環境はなくなってしまいました。

今後の風力発電等東通村のシンボルとなりうる場所への開発や建設は、利害関係者、所有者と協議し、「心のふるさと眺望点」として、守っていく必要があります。

(3) 自然公園（庭）推進デザイン

○野牛川海浜湖沼公園内のノハナショウブを村の花として適正に管理します。



(野牛川海浜湖沼公園ノハナショウブ園)

植栽からまだ数年なので、生い茂るほどではない。
数年後には、憩いの場所としてのスポットとなる。

○公園をつくる場合は、ワークショップなどを開催し、村民の意向を充分反映したうえで、自然とふれあえる公園とします。

○素足で遊べる安心、安全な公園づくりに努めます。



(東通村ふるさと広場)

よさこいかさまい祭りの会場として活用している。
裸足で遊べるまでの安全性は確保していない。

(4) ゴミのないきれいな環境デザイン

○不法投棄されている場所のゴミを撤去し、看板等を設置することによって、不法投棄されない環境をつくります。

○村民、企業、行政が一体となってゴミを片付けるクリーン作戦に取り組みます。

東通村をキレイにしよう！
～町内近、誰もゴミも無い、きれいな街で春を迎えよう～

清掃活動の参加者、募集中！

■実施日時 4月3日(土)
11:00～12:00(出発10:50～)

■集合場所 東通村役場前
(テント・のぼりが目印)

■参加方法 事前申込は不要。手ぶらでお越しください。
清掃ツールは当日受付にてお渡しいたします。
ご家族お揃いでの越しをお待ちしています。

◆清掃エリア 中央地区

◆主催 東通村、〇〇株式会社

◆協力団体 (予定) 青森県、青森県

◆お問合せ先 電話番号

【清掃エリア】

清掃ツール 配布品(予定)

ゴミ袋 トング 手袋等

クリーン作戦の企画と運営を継続する。

○ゴミ拾いの継続的なプログラムを構築します。

「ゴミは捨てられた以上に拾うしかない」をスローガンにとにかく拾います。春の村内一斉清掃のほか、定期的かつ継続的に拾い続けます。



(小中クリーン作戦)
(不法投棄・犯罪です)



○ゴミのポイ捨てや不法投棄をなくすために、広報・啓発活動に取り組みます。

○資源ゴミを出しやすくする工夫をします。

○旅行者（滞在者等）も参加できる取り組みを実施します。

(5) デジタル保存デザイン

村の歴史（村史）の編纂は終了しているが、その資料やVTRなどは長期保存することはできない。

DVDやブルーレイなどに見られる電子媒体としての保存が現状としては有効であるため、それらを一元化し保存管理する。

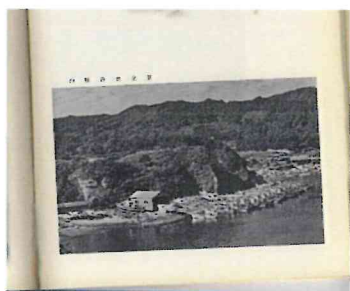
東通村の歴史と物語を未来に活かすためのデザイン「思い出アーカイヴ」を編集し、映像と写真音声などを編集したデジタルミュージアム化を構築します。



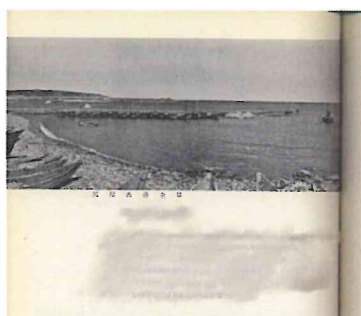
旧北部中学校
H12年



旧岩屋小学校



白糠漁港
S35年頃



尻屋漁港
S38年頃



入口
鰯が大量に海岸に打ち揚げられた。
S56年頃



尻労漁港
ブリが大漁

当時の音声や映像があれば、より具体的に情報が伝わります。

3. 感性を揺り動かす美しい景観の形成

(1) 景観に配慮した建築・構造物推進デザイン

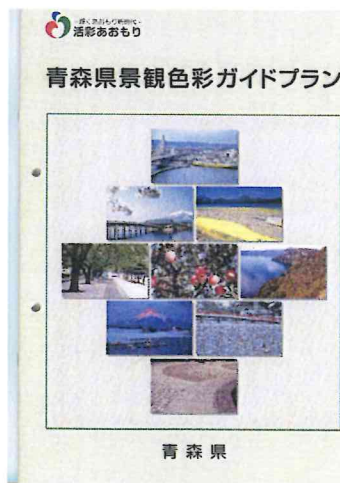
【家や小屋の新築・改築にあたって】

欧米では、家の内側はプライバシー、家の外側（外観含む）は風景や景色というとらえ方をし、外観をより綺麗に魅せる工夫を施しています。

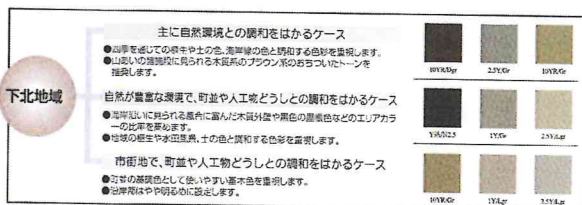
日本においては先に財産や所有権が優先され、「自分の土地をどう使おうが自由だ」という発想が先にたち、他人の意見を気にしない風潮があります。

自分の家は常に見られているという感覚にたち、一つの景観として気遣う感覚を持ちたいと思います。

青森県では、平成12年に「青森県景観色彩ガイドプラン」を策定しています。この中で、下北半島東部の推奨色勧めたいと思います。



下北半島東部は、現況色としてグレー、エンジ、青色などがあり、屋根の色が印象強いようです。青森県全体としては、落ち着いた色彩が好まれるようです。



【環境モデル住宅の建築】

東通村砂子又地区ひとみの里団地において、東通村土地開発公社との建築協定に基づく景観モデル住宅の建築を行います。

家屋の形状・色彩・垣根・インターネット・オール電化・除雪など東通村の特性にあった住宅を建築することで、それを指標として、より景観に着目した住宅が今後建築されることを期待するものです。

また、建築する場合は、形状、色彩ばかりではなく使用者の面にも考慮し、「環境モデル住宅建築検討委員会」を組織し、多方面からの検討を行い実行するものとします。

建築後の利用については、建売・公営住宅・民間払い下げなどにより、住居として活用することとします。



(長野県 小布施)



(山形県 金山町)

【廃屋について】

景観を著しく損ない、または倒壊の危険がある既に居住の実態のない家屋（以下「廃屋」）について、その所有者に対し速やかに対処するよう通知します。

再利用あるいは取り壊しする場合は、指導及び協力をするものとします。

(2) 魅せる景観デザイン

○モデル地区を抽出し、住民との協働による景観形成を図ります。

○田畑以外で土がむき出しとなっている場所（造成地、土砂採取後地等）は土ぼこりの原因となるため、表土を植生するなどして、景観を保ち周囲への影響を抑えます。

○空き地を花壇にするなどして、視覚的に楽しめる空間を演出することを進めます。

【空地の緑地化】

市街地・集落内において、土がむき出しになっている空き地を保有している場合は、土ぼこりが発生しないよう緑地化を勧めます。

また、雑草等が繁茂している場合も、草刈など適正に管理します。

緑地化が進み、庭など手を加えられた完成形に達した場合は、欧州のガーデンコンテストを参考とした「魅せる庭園」として、村の名所登録や良好な景観づくり表彰の対象とします。



旧白糠小学校前の法面に張り巡らされている「シバザクラ」視覚的にも鮮やかです。

○村の木であるイチイで垣根をつくることを推奨します。

村の木であるイチイの垣根をつくる場合、助言・協力・補助金等により応援します。



平川市（旧尾上町）の生垣、庭も管理されており、さすが造園の町だと感じます。



(3) 花ロードデザイン

○花ロードデザインの実現に向けて、村民及び各種団体、企業の意見を聴取します。

○各地区で、花ロードの具体的な手法や問題点等を協議し実現に向けた、村民参加のワークショップを開催します。

○道路脇に花を植栽し、花ロードづくりを行います。

- ・植えるカムロード（村の境界集落）
- ・芽インロード（中心地）
- ・ロード（第一章）

【花ロードの推進】

村道石持砂子又線の植栽樹には、美しい東通村をつくる会により、沢山の花が植栽されています。

来村する人には、花はお出迎えの意味も兼ねており、キレイに手入れされている花を見ては、手入れした人達を思い浮かべ、自然と心が和むことでしょう。

村道だけではなく、県道、国道沿いまで花で埋め尽くせば、ゴミのポイ捨ても減少する可能性があります。

ひがしどおり花ロードを推奨します。



（県道むつ尻屋崎線 向野区間）

向野地区の県道沿いです。

観光客が東通村に入ってくるの最初の集落なので、沿道の花によって、歓迎を受けているように感じることでしょう。



（村道石持砂子又の歩道植栽樹）



H22年度は、高校駅伝県予選のコースとなりました。走りながらも目を楽しませてくれたでしょう。

(4) 景観樹木デザイン

- 後世に残すべき樹木を景観樹木として指定し、保護していきます。
- 花や紅葉など四季を感じさせる樹木を景観形成樹木として推奨します。
・イチイ ・ヤマボウシ ・桜 ・モミジ
- 住宅地や植栽枡に景観形成樹木を植栽します。
- 記念植樹として、出産や結婚の際に贈呈し、所有地や植栽枡に植樹することができるようにします。



片崎山
「イチイ」
立つ姿は、正に
「一位」、村の木
として後世まで
見守りたい。

小田野沢 牧場
「シナの木」
見事な巨木です。
ト〇ロの木？



東通小学校前面
の歩道には、村の木
「イチイ」と「ヤマ
ボウシ」が植えられ
ています。



「ヤマボウシ」は、
春＝新緑
夏＝赤い実
秋＝紅葉
が楽しめます。
村の木のイチイと
同様、推奨します。

(5) 景観コンテストデザイン

- 集落の景観づくりに係る啓発活動を行います。
- 小中学生・団体・個人による理想の集落景観コンテスト(イラスト・イメージ)を開催します。
- 集落対抗あるいは一区画、場所を決定した景観コンテスト(実施・施工)を実施します。
- 優秀な景観形成に努めた集落・団体・個人を表彰します。
- 景観形成に必要と認められる場合は、必要な支援・助言・協力をします。



郷土芸能も景
観に含まれま
す。
東通村の文化
を継承してい
きます。



稔りふれあい
ロードの農地も
景観的にすば
らしい。

4. 環境立村「東通イニシアティブ」の推進

(1) 環境組織立ち上げデザイン

①環境アラムナイ（同窓生組織）の形成

環境（景観）に興味がある集団（グループ）を形成します。個人法人は問いません。

特にテーマを持って活動する場合があります。



②環境NGO（非政府組織）の形成

複数のアラムナイ組織の連合体、あるいは東通村独自の環境保護団体を設立します。

環境デザイン推進組織。

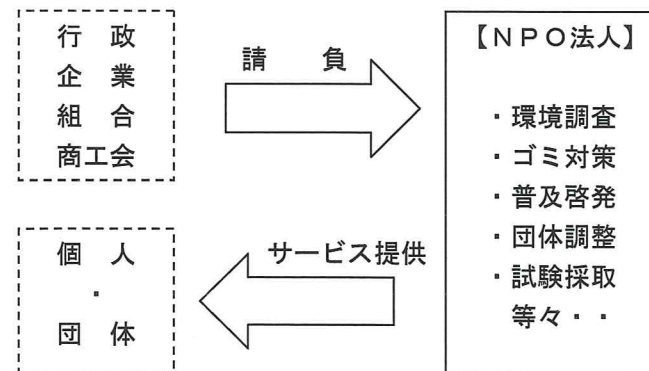
環境省NGO登録。



③環境NPO法人（特定非営利活動法人）設立

従来、環境活動においては、基本的にボランティア活動によるものであり、営利目的とはかけ離れていたことから、主流はNGOでした。

しかし「自然社会資本」にのっとり、環境を財産としてとらえた新たな活動を行うため、法人化し独自運営していく必要があります。



④シルバー組織の設立

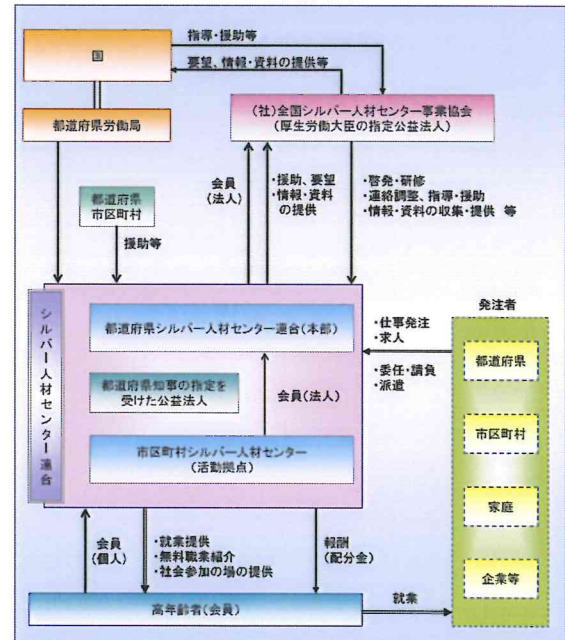
現在、シルバー人材センターは無く、単位老人クラブ、老人クラブ連合会が組織されており、主にゲートボールや演芸など交流事業等を実施しています。

シルバー人材センターは、人生経験が豊富、技術がある、人件費が安い、時間が融通できるなど、町の便利屋さん並みの業務をこなしており、依頼により派遣されてきます。

少子高齢化に伴い、東通村にも時間はあるし、まだまだ仕事をこなせる、若い者よりも技術ややる気はある。といった方々も多いと思われることから、組織化することが望まれます。

- ・施設の管理運営サービス
- ・専門的技術的なサービス
- ・除草伐採（特に山）サービス など

(シルバー人材センター組織図)



⑤行政の協力と支援

村は、環境組織に対し、国・県からの情報及び支援等の提供を行うと共に、環境に対する各部局相互の情報共有・連携をし、その環境政策の恒久的な実現を目指すものとする。

(2) 環境活動サポートデザイン

○環境に関心のある方々の中から、環境リーダーやサポーターを育成します。

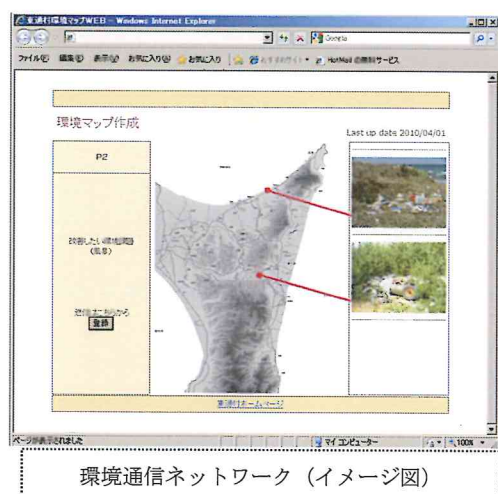
○環境活動を行う団体の立ち上げや支援を行います。

○環境活動の拠点となる場所を設けます。

○環境活動の参考となる資料の作成、テキスト作りを行います。



○インターネットを活用した環境ネットワークを構築します。



○村内見学ツアーを開催します。



デザイン検討委員会の
村内視察風景。
遠足を思い出す？

健康ウォーキング大会の様子。
普段、車社会なので歩くことで見方が変わります。



(3) 普及啓発デザイン

- 自然環境や景観形成をテーマに、定期的に講演会又はシンポジウムを開催します。



平成21年度 「21世紀東通村環境デザインシンポジウム」

- 環境啓発キャラクターを作成します。



平成7年度に東通村ふるさと祭りキャラクターとして製作した「かんだちくん」
子どもにも親しまれるキャラにより、環境への啓発を図ります。

- 村主催のイベントや行事に、環境に関する分野を盛り込みます。

- 常に環境に関する情報を提供できるように、既存の施設の一角に「環境展示コーナー」を設けます。

- 東通村の豊かな自然環境スポットの写真を募集し「東通環境100選」として、写真展を開催します。

- 環境に関するイベントを計画・開催します。

【環境展の実施】

東通村の環境の取り組みを普及するためには、国レベルの環境展への参加、独自の環境展を開催します。



(日本最大の環境展示会 シンポジウムや活動事例発表)

N-EXPO 2010

アジア最大の環境展！

株式会社 日報アイ・ビー
NIPPO-IB.COM

2010 NEW 環境展

(アジア最大の環境展 主に産業界の環境への取り組みの紹介)

【環境サミット、環境学会の招致】

将来的には、環境のサミットや学会を招致できるよう環境に真摯に取り組みます。

特に小中学生を対象とした「小中学生環境サミット」などの実現にむけて取り組みます。



(2008 洞爺湖サミット)



(4) 環境教育デザイン

○定期的にアンケート調査を実施し、児童生徒の環境に対する意識や変化を把握します。

○授業又は課外授業で、東通村の環境・景観カレンダー、環境マップを作成します。

○小中学生を対象に環境に関する授業を盛り込んでいきます。

○環境に関わるさまざまな教室を開催できるよう計画を立てます。

例) 自然体験教室、エコッキング教室、
景観学習教室など



平成21年度 県の景観教室



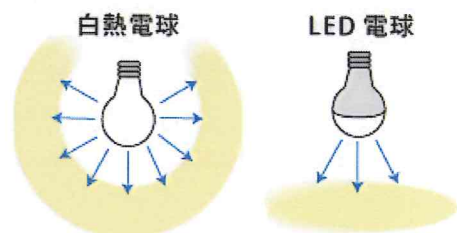
平成21年度 エネルギー教室

(5) 環境誘導デザイン

○先行エコ照明利用公共施設

公共施設は、体育館などの特殊照明を除き、全てエコ照明に切り替える。

LEDのイカ集魚灯への活用についても検討します。



○電気自動車の導入促進

公用車として先行して導入し、その走行性能、耐久性等について検証し、村内への導入可能性、電気供給（急速充電機）施設の場所、能力などを検討します。



写真：日産リーフ

○グリーン購入法による環境低負荷商品の購入に努めます。

○バイオマス燃料などの普及を支援します。

○東通村生物多様性読本を編集します。

(6) 環境認証デザイン

○ISO14001 認証を取得します。

平成22年12月現在、環境配慮認証を受けている（ISO14001 取得）地方公共団体は、209団体あります。（平成16年は503団体でしたが、市町村合併や認証の返上等で294団体減少しました。）

環境立村をアピールし、イメージアップさせるためには認証の取得は必須です。

国際標準化機構（こくさいひょうじゅんかきこう）の国際規格。

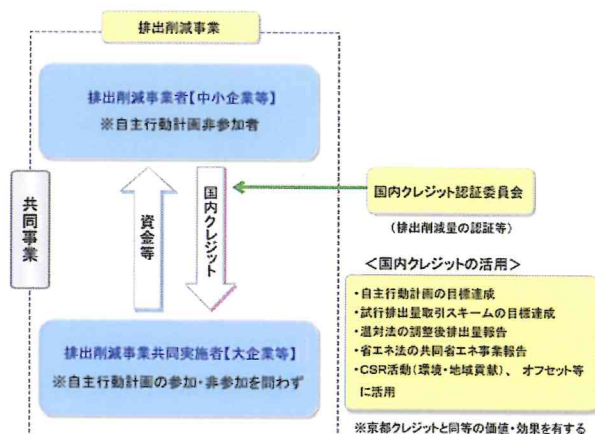
International Organization for Standardization 略称 ISO

- ・ 9001＝品質管理・顧客満足度向上
- ・ 14001＝環境負荷軽減・取組み証明
- ・ 27001＝情報資産管理・法令順守
- ・ 22000＝食品の安全性・品質管理
- ・ 13485＝医療機器の品質管理

○国内排出削減量認証制度（国内クレジット）の活用及び支援をします。

地球温暖化対策である京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている大企業等による技術・資金等を通じて中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度で、村内の事業者、団体が行う事業について助言・指導・支援します。

- ①排出削減事業計画の作成
- ②事業の承認
- ③実績報告書
- ④国内クレジットの認証



第10回生物多様性条約締結国会議（COP10）が名古屋で開催され、その議論や名古屋議定書などにより、生物の多様性についてメディアを通じ耳にする機会が増加しています。

「自然はタダではない」生態系サービスに対する支払制度（PES）、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）など、生物の多様性に富んだ東通村だからこそ可能な「環境ブランド」の推進を図ります。

○森林認証を取得します。

民有林において、間伐や下刈を行い、かつ適正な伐採計画等がある場合は、「適正な森林が環境保全の観点からも適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な管理を推進していくことを目的とした FSC 証制度（Forest Stewardship Council）等」を取得します。

東通村産材として、その付加価値を高めます。



FSC（森林管理協議会 国際会員組織）世界共通
PEFC（汎ヨーロッパ森林認証制度）欧米相互認証
SGECC（緑の循環認証会議）日本国内のみの制度

○漁業認証を取得します。

持続可能で適切に管理され、環境に配慮した MSC 漁業認証制度（Marine Stewardship Council）を取得します。

いつまでも魚を食べ続けることができるように、海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物に与えられる認証です。

東通村水産物として、その付加価値を高めます。



(MSC エコラベル)

第7章 環境デザインの実施と管理

1. プランの期間

世界的な環境に対する取組みの変化に対応するため、東通村総合環境プランの計画期間は、平成23年度から平成27年度（5ヶ年）とします。

2. プランの推進

総合環境プランを推進する上で、一つ一つの事案について7つの指標に則り、デザインを実施していきます。

これを「東通村環境プロモーション」といいます。

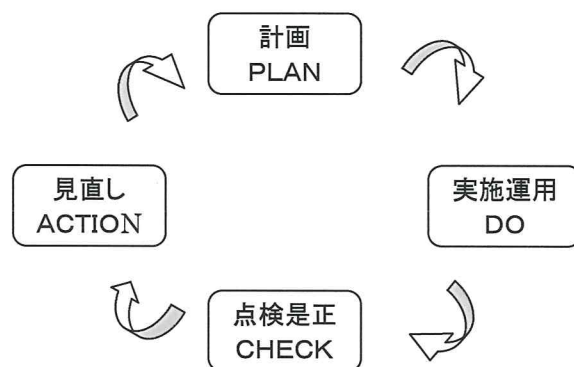
【 東通村環境プロモーション 】

1. より美しい地域づくりを目指し、分野や領域の垣根を越えて協働で取り組む組織を構築します。
2. 全ての環境(ゴミ、森、川、海、動植物、街並み)の保全、改善を対象とした継続的な計画づくりを行います。
3. 今後、環境破壊の恐れがあると認められる場合は、その環境に焦点をあてた対応策を策定します。
4. 既に環境破壊があったと認められた事例について、その原因を調査、研究し記録します。
5. 環境を軸とした地域活性化や環境経済など環境社会資本について調査、研究、実践していきます。
6. プログラムや取り組みのプロセス、取り組みの結果をアセスメントするための評価基準を定めます。
7. 国内、国際的な環境の学会等に参加し、常に環境意識の向上を図ります。

3. プランの管理

総合環境プランの実施については、環境デザインとして掲げたデザインを当村の各課が主体的に取り組むと同時に、関係課相互の連携を密にして着実に進めることが必要となります。

そのため、計画（PLAN）、実施運用（DO）、点検是正（CHECK）、見直し（ACTION）を繰り返し、総合環境プランの進行管理を行います。



21世紀東通村環境デザイン検討委員会

1. 委員名簿

番号	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	委員長	川原田 恒	東通地域医療センター長	
2	副委員長	川 村 寛	美しい東通村をつくる会 会長	
3	委 員	吉 田 昭 美	東通村総代連合会 会長	
4	委 員	川 端 昭 治	東通村水産振興推進協議会 副会長	
5	委 員	山 崎 孝 悦	東通村畑作生産振興会 会長	
6	委 員	沢 田 秋 信	東通村森林組合 主任	
7	委 員	小 柳 真 菜	一般公募	
8	委 員	石 田 明 子	一般公募	
9	委 員	南 川 千恵美	一般公募	
10	委 員	北 川 博 美	東通中学校 校長	平成21年度
11	委 員	佐 藤 桂 一	東通小学校 校長	平成22年度
12	委 員	竹 内 純 子	東京電力(株) 本社	
13	委 員	佐 藤 智	東北電力(株) 東通原子力発電所	平成21年度
14	委 員	矢 萩 靖	東北電力(株) 東通原子力発電所	平成22年度
15	オブザーバー	飯 田 裕 一	下北森林管理署 署長	
16	事務局	三 國 正 人	東通村経営企画課 総括主幹	
17	事務局	青 木 貴 志	東通村経営企画課 総括主査	
18	事務局	西 谷 聖 子	東通村経営企画課 主事	

2. 会議実績

回 次	内 容 等	実施年月日	場 所
第1回	諮問・組織会	平成21年 8月 5日	役場4階会議室
第2回	検討会	平成21年10月24日	向野地区集会所
第3回	検討会	平成21年11月27日	トントウビレッジ
第4回	検討会	平成22年 2月18日	役場4階会議室
第5回	中間報告会	平成22年 3月27日	役場4階会議室
第6回	現地視察	平成22年 6月 9日	尻屋（桑畑山）・野牛（片崎山）
第7回	検討会	平成22年 8月 4日	役場4階会議室
第8回	検討会	平成22年10月13日	研修医研修棟
第9回	検討会	平成22年11月10日	研修医研修棟
第10回	最終検討会	平成22年12月 8日	役場3階会議室
	答 申	平成23年 2月14日	むつグランドホテル

緑の丘 青い林 丘を越え 林を縫って 道は続く太平洋へ
山麗しく 水も清らかに 天然資源を み祖に受けつぎ
勤労の歌も 声高らかに ここ東通村 わがふるさと



(東通村民歌)

東通村総合環境プラン

平成23年3月発行

編集・発行 東通村 経営企画課 環境デザイン特命
東通村大字砂子又字沢内5番地34
0175-27-2111

監 修 21世紀東通村環境デザイン検討委員会